

幕末における郡中取締役の成立と地域

——信濃国佐久郡宿岩村阿部氏の活動——

山崎 圭

目次

はじめに……………	五九
一 取締役の成立をめぐって——佐久郡の場合——	六三
1 文政期の動向……………	六三
2 文久期の動向……………	六八
二 宿岩村阿部氏の政治的・社会的活動……………	七六
1 幕府への献金と褒賞……………	七七
2 十八世紀前後の阿部氏の政治的地位……………	八三
3 家格意識の高まり……………	八七
三 宿岩村阿部氏の経済的活動……………	九二
1 元禄期の経営……………	九三
2 宝暦期までの転換、成長……………	九六
3 宝暦期以降の経営……………	九九
① 土地集積……………	九九
② 米穀販売……………	一〇四
③ 金融活動……………	一〇七
おわりに……………	一二五

はじめに

本稿では、近世後期の幕領における郡中取締役の成立がそれ以前の地域支配・運営のあり方（組合村—惣代庄屋制

幕末における郡中取締役の成立と地域（山崎）

など)と関わってどのような意味をもつのか、また地域の中どのような存在が郡中取締役を勤めるに至ったのか、について検討することで、近世後期の地域社会の変容の仕方について考える。⁽¹⁾

この点に関して、特に湯本豊佐太氏と久留島浩氏の研究について検討しておきたい。湯本氏は、信州中野代官所領を対象として取締役の具体的活動内容と、それを必然化した「社会的動揺」の進行状況について実態的な検討を行っている。⁽²⁾特に後者の点について、幕末期に米価が高騰する中で、(小前層の要求も吸い上げつつ)同地では安石代が実現されたことにより公定石代と地相場の間に大きな差が生じ(慶応期で四〇〜五〇%の開き)、この価格差分が地主層の手に落ちたため、「地主層にはますますの富裕化を、小前層にはますますその貧窮化をもたらす結果となり、それにもなつて激化していく」「社会的動揺を、従来の支配機構で制しきれず」、代官は地主層を取締役に任用してこれに対処したと結論している。取締役成立の主要因を、社会的矛盾の進行と、既存の組合村体制がそれに十分に対処できなかつたことに求めている点に特徴がある。一方、久留島氏は、惣代庄屋は年貢増徴反対運動を広域的に組織する存在なので、幕領支配をこれに依拠する限り「矛盾は幕府が年貢増徴を意図すればするほど深まる性質のもの」で、そのため幕府は「特権的豪農層を「取締役」として直接支配機構にとりこみ、「組合村—惣代庄屋制に代わる、あるいはこれを強く牽制する新たな中間支配機構の創出を意図したのであるが、これは成功しなかつた」とし、明治二(一八六九)年以降の官僚制的再編を経るなかで「官的な、「惣代」性を全くもたない」機構に転換したと述べている。⁽³⁾この場合、幕府の年貢増徴策に反対行動をとる惣代庄屋制をいかに排除するか、という政策的視点を中心として取締役の成立が論じられている点に特徴があり、また幕末期組合村制の評価についても曲がりなりにもこのような政策を挫折させるだけの安定性を持ったものとして描かれている。このように両者の間には視点の相違がある。⁽⁴⁾そもそも久留島氏が取締役の成立を問題にしたのは、湯本氏への批判としてではなく、佐々木潤之介氏の議論⁽⁵⁾(「世直

し状況」から自由民権期への移行に際して豪農の分裂が生じたとする⁽⁶⁾に對して「県・藩による編成という政治的な契機をとくに強調し、いわばこうした維新政権側の対応からのみ豪農の分裂を説明する。…この期に至つて急に政治権力との関係からでのみ特権的豪農と中小豪農を弁別する」と批判したことによる。その結果、一部の特権的豪農（取締役）と一般豪農の分裂が既に幕末期に生じていることを指摘した点は重要であるが、政治的な契機の強調という点は久留島氏にあつても十分には脱していないように見える。久留島氏のような政策的理解も含めつつ、幕末期に既存の組合村がどのような社会的状況に直面し、そのことによつてどのような影響を受けたのか、という湯本氏の用いた分析視角は繼承していかなければならない。

また、久留島氏はその後、「近代へのわたし自身のみとおしは、彼ら（『惣代庄屋―筆者註』の惣代性の上からの剥奪と官僚性の付与としてしか出すことができなかった」と述べ、近世後期に惣代庄屋らが代官行政委任事務を遂行するだけの行政担当能力を獲得していたことの歴史的意義を評価し、それが限界を残しつつも近代の地域社会構造や地方行政のあり方に繼承されたと論じ直している⁽⁷⁾。このように近世・近代移行をめぐる久留島氏の見解は、両期の断絶面に注目する理解から連続面に注目する理解へ、と一定の変化を見せている。近年では郡中入用と民費・地方税の間⁽⁸⁾に存在する構造上の共通性に注目し、「かつての幕領の郡中入用負担方式は、民費を媒介として、地方税までつながつていくことになつたのではなかつたか」、「果たして明治政府は、ここで形成された蓄積（村々の「地域的公共性」など―筆者註）をそう簡単に無にするという政策を選択したのだろうか」と、その連続面の方を特に強調しているように思える。かつての⁽⁸⁾ように明治二（一八六九）年以降の官僚制的再編によつて「惣代」性を全くもたない中間支配機構⁽⁸⁾が成立したと断定することを避け、近世・近代移行期の地方制度のあり方について「地域的公共性」といった要素も含めて明らかにしていくことはたしかに重要なことだと考えるが、当初の研究では組合村の成立から解体

(再編) までの過程が一貫して追求されていたのに対して、その後の研究では近世後期のあり方と明治期のあり方との比較になっている点で若干問題があるのではないだろうか。⁹⁾

本稿では、幕末維新期を通して論ずるにはいまだ力が及ばないので、まず幕末期の組合村制にとって一つの画期となったであろう取締役成立の問題から着手することにした。

註 (はじめに)

- (1) 拙稿「信州幕領における地域支配と陣屋元村名主・郡中代」(『史学雑誌』掲載予定) では、信州幕領における地域社会の展開過程として四つの段階を考えたが、第Ⅳ期(郡中代・郡中惣代・取締役が併立する時期)については言及できなかったため、この点を検討する。
- (2) 湯本豊佐太「信州中野天領における『取締役』制一・二・三」(『信濃』二五卷二・五・六号、一九七三年、以下では湯本①論文と略す)
- (3) 久留島浩「直轄県における組合村―惣代庄屋制について」(『歴史学研究・別冊特集』、一九八二年、以下では久留島①論文と略す)
- (4) 甲州幕領と信州幕領の置かれていた社会的状況の相違による部分もあるかもしれないが、ここでは明らかにできない。
- (5) 佐々木潤之介「世直し」(岩波書店、一九七九年)
- (6) 久留島浩「書評・佐々木潤之介『世直し』」(『歴史学研究』四九二号、一九八一年)
- (7) 久留島浩「近世後期の『地域社会』の歴史的性格について」(『歴史評論』四九九号、一九九一年、以下では久留島②論文と略す)
- (8) 久留島浩「『地方税』の歴史的前提」(『歴史学研究』六五二号、一九九三年)
- (9) 近年、町田哲「地域史研究の一課題」(『歴史評論』五七〇号、一九九七年) や渡辺尚志編「近世地域社会論」(岩田書院、一九九九年) 序章(渡辺氏・志村洋氏の執筆)などが、地域構造と地域運営方式の関係を重視する視点から久留島氏に対して批判を投げかけているが、有意義なものだと考える。

一 取締役の成立をめぐる一佐久郡の場合

1 文政期の動向

取締役制の出発点は、寛政十(一七九八)年に「百姓風俗取締」を「身元宜者共」に申し付けるといふ幕令にあるが、信州において「取締役」という役職が設置されるのは文政年間のことと考えられ、文政八(一八二五)年に中野代官所領で一斉に任命された事例などがある。このことの背景には、文化十三(一八一六)年の「信濃國中御料・私領悪党取締公儀令」に端を発する信濃国取締代官および四陣屋手附・手代八人からなる取締出役によって構成される悪党取締体制の成立があるといつてよい。この「公儀令」により取締代官―取締出役は私領内にもふみこむ権限を付与され、以後信濃一国の悪党取締に次第に実効をあげていくことになる。

表1 取締願書提出の13か村

村名	名主名
御影新田村	与三郎
馬取萱村	善右衛門
大日向村	彦兵衛
梨子沢村	六郎右衛門
志賀村	九郎兵衛
前田原村	喜兵衛
高野町村	庄左衛門
発地村	幸右衛門
油井村	与兵衛
内山村	忠右衛門
借宿村	万右衛門
下越村	善兵衛
新子田村	善次

典拠：註一(3)の史料より作成
 註：組頭・百姓代の署名もある
 が省略

支配」第三部第二章(岩田書院、一九九八年)も参照)。文政三(一八二〇)年に御影新田

村など十三か村(表1)が願書を提出しているが、同領は奥殿(田野口)藩領・岩村田藩領などと錯綜しているため「関八州同様御一手御取締ならて者連も御目当り不被成」ので「関八州同様、御料・私領最寄御代官方御一手二而御取締被成下候ハ、一国取締ニも可

相成」と要望している。⁽³⁾これについては古川貞雄氏が、「取締出役は、(文化十三年令によって―筆者註)私領内にもふみこんで探索逮捕をおこなえる権限を付与されていたのであるが、…実際には陽の目をみていかなかったことになる」と評価しており、⁽⁴⁾その通りだと思われる。この十三か村はこのように代官らによる悪党取締出役制の強化を訴えただけにとどまらず、自らもその取締に参加していこうとする意志を持っていた。次の史料は、そのような十三か村の活動ぶりを懸念する村々から御影代官所宛に提出された文政三(一八二〇)年九月付願書の一部である。⁽⁵⁾

【史料1】

当御支配所佐久郡村々役人一同奉願上候者、上州・武州・甲州境村々多分有之候而悪党もの共平生入籠、…郡中村々一同之歎不少段、御代官様御取締被成下一同平和二相治候様、先達而郡中村々之内拾式ヶ村程奉申上候、尤郡中村々之内右拾式ヶ村之者共、抜々当春中野沢村ニおゐて会谈仕候者、佐久郡村々之内以最寄拾ヶ村・拾式ヶ村つ、組合、其内二而壹式人つ、年番行司相立、悪党者共罷越事発り候村方行司之もの重立取鎮候様相談、既二内議定等迄相定候趣承知仕候、一体右之者共心服 御代官様御取締ニ事寄、自分取締役儀被 仰付度含と乍恐奉存候、左候へ者私共村々之儀郡中取締役相立候而者、是迄村々実意ヲ以談合、殊ニ 御代官様依御威光厳重取締り平和二相取り、何二而も一村限御用向無差支相動来り候所、外ニ取締相立候而者却而不取締之基と歎敷奉存候

史料前半には、上野・武蔵・甲斐・信濃の国境村々では「悪党」の手込・口論・為疵負などの行動に迷惑していたこと、佐久郡の内十二か村が代官に郡中の取締を要望したことが記されている。この「拾式ヶ村」は先の御影新田村など十三か村(表1)のことであるとみなして問題ないだろう。この村々は代官に取締を要望するとともに、自らは郡中を十か村程ずつに組合編成し、年番行司によって取締を行うという内々の議定を取り交わし、これを実現させよ

うとしていた。これに対し史料1を提出した二十七か村（村名は不明。訴状は現在の小海町に残されている）は、このような動きは自分が取締役になりたいという野心的な動機（自分取締役儀被仰付度含）によるもので、これを許せばかえって不取締になると指摘し、「取締役并取締年番行司等之義無之様御堅慮被下置度」と願ひ出ている。以上の経緯からわかるように、この段階では、代官取締政策にことよせた一部の村々の「内議定」とそれにもとづく出願（取締役設置と取締組合編成を要求）に対して、別の村々がそれに反対する訴願を行う、という図式で争論が行われているので、取締役の設置は代官が直接命令したのではなかったと考えられる。史料1の願書もあくまで十三か村に対する批判という形で書かれており、そこでは正徳三（一七一三）年大庄屋停止令をあげて「縦渠等^{ふれち}当春中内議定取締候通年番行司等二而も、右御停止之趣准し恐入」と述べ、たとえ内議定通りに取締役の「年番」規定を遵守するにしても、取締役の設置そのものが「御停止之趣」（大庄屋停止令のこと。後略部分に「正徳三巳年御触」とある）に抵触することを指摘している。以上の動向から、十三か村がこの一件をめぐって具体的にどのようなことをめざしていたかは明らかにならないものの、ともかくもこの村々が主導する形でこの地域（御影代官所領を中核にこれと錯綜する藩領村々にも及ぶ佐久郡一帯）における「悪党」取締体制を作り出そうとしていたことがわかる。この願書に対する御影代官所の応答を知ることとはできないが、次の史料からその後どのように展開したかがわかる。これは文政五（一八二二）年二月二日付の、博奕貸元など不埒の行為はほしないという奉行所宛請証文の一部であり、差出人は下越村善兵衛、新子田村善次、前田原村喜兵衛、内山村忠右衛門である。

【史料2】

私共儀御支配御影御陣屋内江平日立入、村々諸願筋取次又者善兵衛重立公事出入等取扱候節、御代官中江内聞致

候義も有之、其上郡中取締筋二事寄、御料・私領村々之者とも相集願筋及相談、善兵衛随心之者を取締役二致し、同人者大取締役二相成、公事出入等茂宅ニおゐて取計可申与相含、…不絶御陣屋元郷宿ニ罷有、出入取扱いたし多分之礼物賈請、追分・沓掛・輕井沢右三宿江入込遊興致し、御陣屋詰御手代衆或ハ御私領御家来中等致同道、右之衆中江取入権威ニ募り非道之致取計、…以来右体之儀致間敷段被 仰渡、一同承知奉畏候

この史料の差出人四名は、表1と対照して明らかかなように、文政三年九月に取締役設置を内々で議定していた村々の名主の一員であるから、彼らの議定・出願は約一年半後に右のような形で一応実現していたのではないかと考えられる。すなわち史料2によると、善兵衛ら四人は平日陣屋に詰めて、村々から代官への訴願を取り次いだり、公事出入の取扱の際に代官に「内聞」を行ったりするとともに、郡中取締にことよせて幕領・私領を問わず村々の諸願について相談に応じるなどの活動をしており、単なる「悪党」の追捕とか事件の取鎮というレヴェルをこえて郡中の支配に関する機能の一部分をになつていたことがうかがえる。彼らが幕領・私領をこえた活動をしているのは取締出役の権限がそこへ及ぶようになったことを背景にしていると考えてよいだろう。この四人が先に見た十三か村を代表して右のような諸機能を果たしたのではないかと考えるが、中でも善兵衛が「重立」「大取締」など格別高い位置を占めている点特徴的である。史料2の中略部分では、善兵衛は元来「貧窮者」でありながら「近郷之悪党共を手二付博奕之筒取貸元」をして「身元相応成者之倅等」から田畑山林にいたるまでをまきあげることで成長した資産家だと記され、村々から金をとつて祭礼・狂言興行を認めたり、自分をはじめた無尽を三千両引負のまま取り潰したり、など逸脱した行動の目立つ人物として描かれている。そのため古川貞雄氏はこれを「取締出役が廻村探索の手先に悪党を登用するという事態」と評価し、小林文雄氏は「典型的な博奕の親分⁷通り者のイメージ」、「彼らは、…博徒といつ

た百姓集団以外の諸社会集団との人的ネットワークを確保することによって地域における權威を確立させ、さらに取締役体制の中に自らを位置づけることにより郡中議定と両立させ⁽⁸⁾たと評価している。いずれも善兵衛の逸脱性にかたよりすぎた評価であり、史料2では善兵衛以外に善次(新子田村名主)・喜兵衛(前田原村名主)・忠右衛門(内山村名主)も差出人となっていて、冒頭に「私共」とあるように取締などの活動は善兵衛を中心にしつつもこの名主四人で行っていたことにもつと留意すべきである。善次ら三名まで含めて「悪党」や「通り者」と評価するのは難しいであろう。たとえば内山村の忠右衛門は「文政八四年御支配御替合之沙汰有之、郡中一同江割元名主方廻状差出名主方二而一同評議之上、郡中惣代として内山村忠右衛門⁽⁹⁾：出府いたし」というように郡中惣代を勤めるような存在である。彼らの活動は個人的な性格によるものではなく(名主としてのもの)、文政三年九月の十三か村による「内議定」を前提にして特定村々が地域支配・運営に深く関与する形をめざして組織的に行われたものであると理解すべきではないだろうか。ただし、取締役が恒常的に設置されるにはいたらなかった模様で、平時にはその活動がみられず(郡中代・郡中惣代などの活動で事足りたのではないか)、飢饉・悪党頻出などの問題が発生すると臨時に設置されたようである。⁽¹⁰⁾善兵衛らによる取締役体制も、文政六(一八二三)年に箱訴があり、翌年には代官手代らが追放・押込に処されているので、短期間のものではしかなかった。⁽¹¹⁾

史料1で取締役設置に反対した村々が、これまで郡中村々は実意をもって談合(村々実意ヲ以談合)してきたが、取締役を設置するとかえって不取締の基になると述べていたのは、右のような事態を想定してのことであったと思われる。「村々実意ヲ以談合」の具体的な内容は提示できないが、たいへん不十分ながら別稿で述べた、「郡中入用割合」といった地域運営実務の中心には近世を通して請負人(陣屋元村名主から郡中代へ)が存在していたが、十八世紀半ば以降に組合惣代・郡中惣代が成立すると、このような請負人主導の地域運営体制は相対化され、村々の惣代が郡中

入用割合に関与するなど地域運営に参画することとなった⁽¹²⁾といった状況を想定している(郡中入用割合のことしか問題にしていないなど問題は多い)。ここでは、既存の地域運営のあり方とは異なる論理にもとづいた体制が、信濃国悪党取締出役制の成立を契機として、一部の名主たちの手によって模索され、ごく短期間ながらそれが現実のものとなったことに注目しておきたい。

2 文久期以降の動向

次に文久期以降の問題をとりあげる。⁽¹³⁾尾崎行也氏の研究によると、文久三(一八六三)年から佐久郡内幕府領では農兵設置が進められ、それは「陣屋の治安対策が不十分なのを知った地域住民の自衛的組織」という形でスタートしており、これには取締役も関わっている。⁽¹⁴⁾以下では尾崎氏の研究に多くを依拠しながら、この時期における取締役制の展開について若干の検討を試みる。⁽¹⁵⁾

まずはじめに陣屋警備の開始に関わって、文久三年十月の佐久郡村々役人宛「口達」をとりあげる。⁽¹⁶⁾

【史料3】

今般上方筋事変有之候以来、懸隔候当国迄人心動揺何となく不穩、当陣屋囲板塀之義ハ及大破甚手薄二付、非常備之ため裏通打廻シ柵矢来補理度候旨陣屋許方願出候処、横根村柵沢藤次郎義冥加ため郡中入用不相掛壹手

二引請、延長百廿四間柵矢来出来一ト備二相成候事

一、陣屋囲手薄二付追而穩相成候迄、志賀村神津内蔵助・平賀村岩崎喜兵衛・宿岩村阿部源右衛門・下縣村木内善兵衛、為冥加之銘々一族之内を以足輕七人宛願番二差出シ、其身茂詰切罷在、右入用郡中江不相掛一ト固付

候事

一、村々取締之義先達而廻状を以相触候通り心得可申、尤近々出役をも可被差遣候得共、是迄有来候郡中取締ニ而者此節柄人数不足ニ付、左之通り

郡中取締

志賀村 神津半右衛門

取締

御影新田村 小右衛門

(ほか十八名省略)

右之通り申付置候間、最寄限組合ニ而合図等之義申合、強賊乱妨もの可相防事

(二か条省略)

右者郡中江入用不相掛陣屋囲出来、数々取締実直ニ行届、小前之もの共安心農業家業相成候様取斗遣度候間、銘々見込之義者聊無遠慮可申立、此節柄差扣存意押包候而者当今相勤居候役儀江対シ不相済間、可得其意事

「上方筋事変」とは天誅組・生野の変や八月十八日政変後の不穏な状況などをさすのであろう。その影響はこの地にも及び、非常時に備えて陣屋の柵矢来の修復を「陣屋許」(陣屋元の村に居住する郡中代のことをさすと考えられる)が代官所に願ひ出たが、これを郡中入用での負担とはせず、横根村糊沢氏が一手に引き受けている。本来陣屋の修復・警備などは郡中入用によって支出することが通例であり、陣屋元村の郡中代はその実務を中心的になう存在であったので、願ひ出た時点ではおそらく郡中入用に組み入れることを予定していたかと思われるが、糊沢氏が「冥加ため」という名目で肩代わりすることになった。同様に陣屋警備のための足軽については志賀村神津内蔵助な

ど四名の負担で賄うことになった。史料3では、郡中入用に負担をかけずに陣屋防備を行っている点がくりかえし強調されている。ここで私的な負担を行った、棚沢(横根村)、神津(志賀村)、岩崎(平賀村)、阿部(宿岩村)、木内(下県村)といった人々がどのような存在であるかについては、必ずしも十分に研究がなされてきた訳ではない。本稿は、この中から阿部氏にしばって検討を加えようとするものであるが、その前に神津氏、木内氏について現在わかっていることを簡単にまとめておく。神津氏は、もともとは三町弱の地主であったが、「十八世紀中に急速に土地集積をすすめ、その間に分家を出しながらも、元文四年(一七二九)には二町三反余、高二四八石余の地主に成長し、天保五年(一八三四)には約五〇町、高五〇三石をもつ大地主となった⁽¹⁸⁾」。その経営は「田畑を抵当にとつてさかんに高利貸業を展開し土地集積をすすめ、…その金融資金を同家は米穀販売・酒造などの大規模な商業・諸営業によって得ている⁽¹⁹⁾」といったものである。政治的には、所屬(幕領)をこえて近隣の岩村田藩で御用達を勤め、文政九(一八二六)年の出金に際しては条件提示を行っており、「この意見は明らかに藩財政の域を越して人事など藩政そのものにたいするもので、御用達などと藩とのかかわりがここでまた変質した⁽²⁰⁾」と評価されている。神津氏は大地主としての豊富な資本を背景に、佐久地方における幕領・私領の運営から藩財政にいたるまで幅広く影響力を行使する存在であった。木内氏については、現在のところ十分に調査できていないので、一点だけ史料を紹介しておく⁽²¹⁾。安政二(一八五五)年十二月の代官森孫三郎による「信州下県村名主木内善兵衛身分之儀ニ付奉願候書付」(宛所なし、勘定所宛と思われる)によると、木内家が先祖代々差し出してきた金の総額が金一九三七両で、その内訳は「追々下戻相成候分」が金八八二両二分二朱、「上ヶ金并窮民手当等ニ相成候分」が金一〇五四両一分二朱となっている。このことを理由に木内善兵衛は「其身一代苗字御免」を仰せ付けられたが、先祖の「奇特」により自分が褒賞される訳にはいかないとして一旦は拒否したため、親類・村役人・代官がとりなした結果、親善兵衛の苗字御免もあわせて代官か

ら（勘定所に）願ひ出ている。下札には「本文善兵衛当辰四十三歳罷成、持高百貳拾八石余、家内召仕与も十二人暮御座候、依之下ケ札を以申上候」という記載があり、木内善兵衛は高持で、多額の献金により幕府の褒賞を受けるような存在であったことが確認できる。神津氏・木内氏のより詳細な状況や、その他の人々のことについては、今後の検討課題とせざるを得ないが、いずれも佐久郡中の有力な豪農と見てよさそうである。⁽²²⁾史料3に「人心動揺」とあるような社会状況のもと、陣屋警備などによりいつその経費が必要となつて、村々の負担増が余儀なくされる中、⁽²³⁾それを肩がわりする形で一部の有力豪農が「冥加」として諸経費を私的に負担し、それと同時に陣屋警備のためにそこへ常駐するなど、陣屋との関わりを濃密なものにして行つた点は特に注目される。代官側としても「銘々見込之義者聊無遠慮可申立」と述べているように、有力な豪農が独自に提案する解決策に期待していた側面もあつたように思われる。

翌十一月には「当陣屋其外二備手薄之段、村々心配二およひ、…相応之夫役差因受度志願之段、御役所を重し、郡中之為を存、一致いたし候」と村々からの「志願」により陣屋賄付のための「備足輕」も村ごと⁽²⁴⁾に決められた。これにより陣屋の警備は志賀村神津氏など四名の一族がなう体制から郡中村々全体がなう体制に拡大するが、この四名はそこでも特別な地位を確保している。同年十二月の百姓武芸稽古に関する口達によると「村々武芸為稽古罷出候者ハ、郷宿案内二不及、直二歩兵詰所江相断、夫方為固罷出居候神津内蔵助外三人詰所江罷通り、出席帳江名前を記、差引を受、稽古可致事」とあり、この四人は警備のため陣屋に詰めており、武芸稽古については郷宿ではなくこの四人の管理のもと陣屋に出入することになつていたことがわかる。すなわち、代官所―郡中代・郷宿―村々、という従来の取次ルートとは別に、陣屋における百姓武芸稽古については、代官所―郡中取締方（四人）―村々、という新たなルートが開設されている。

翌元治元(一八六四)年七月には取締組合の編成と、その組合ごとに小惣代の設置が命じられている。代官の口達に「此節柄郡中取締役已^(而脱之)二者手廻り兼候二付、組合村々小惣代相立候」とあるように、「悪党」の横行が頻繁にみられるこの時期にあつては取締役だけでは事足りず、陣屋警備(備足輕)の例と同様に取締についても全ての村々を動員することになったと考えられる。取締役・小惣代の役割は、尾崎氏によると「当分之内右両役二而吾人宛願番ヲ以陣屋許へ罷出居り、上方・関東筋之探索其外可取扱事」と「組合之内変事等有之候ハ、内注進可致」ことであり、その選任方法は、取締役が代官の任命制、小惣代は組合村の人選による代官の許可制・年番制であつた。下海瀬村(現長野県南佐久郡佐久町)の例を見ると、翌八月に村内で七人ずつの「非常取締組合」と組合ごとの小頭を臨時に設定しているので、⁽²⁴⁾「悪党」問題が深刻化するなか、有力豪農から小百姓にいたるまで全領民総動員の取締体制がしかれたと言える。九月の「郡中取締役之者心得方書上写」に「毎月五日御陣屋許江会合いたし、相互ニ組合内取計候儀、談合候儀者勿論、心得方区々不相成様、聊無遠慮存意可申述心得之事」とあるように、取締役の月例会合の開催が指示されている。このような取締役会合が、従来の組合村惣代らによる会合とは別に開かれるようになって⁽²⁵⁾いる。そこで具体的にどのようなことが議論・決定されたのかは明らかにできないが、一例として、慶応元(一八六五)年十二月三日に博奕禁止触の請書作成のため御影郷宿に集まつた取締役・同助役・小惣代が会議を開いており、そこでは取締役三名が前月に幕府勘定所に呼び出され「御影郡中治方如何」、「御影詰合役人非分之儀有之哉」などを勘定奉行より尋ねられた一件についての報告が一同に対して行われて⁽²⁶⁾いる。

慶応二(一八六六)年に御影代官が松本直一郎に交代すると、従来の備足輕・小惣代などが廃止され、取締役だけが残された。同年九月には村々取締役四七名と取締役重立三名(前山村早川重右衛門、志賀村神津九郎兵衛、居倉村上田平一郎)が任命され、郡中取締方―取締役重立―取締役、という構成がとられるようになる。従来の領民総動員

体制をやめ、有力豪農を中心とした少数精鋭な体制に切り換えたといふことができる。この時に、代官からの取締役に対する指図について、郡中取締方三人が連名で左の廻状を出している（引用は一部のみ。他に御用提灯の作り方、出役時の衣装などの条項がある）。

【史料4】

一、固メ人数人撰之儀ハ、百軒ニ付六人抔と強而早急ニ不取極、百軒ニ付先式人ニ而も三人ニ而も人物を撰、
右人数を歩兵人足同様之軽き者と心得候而者大相違、一陣屋固之人数ニ而重き身分、右之者追々ハ取締役をも
可申付、
左候得者、撰方役人之倅・弟、又者分家と申様成、其村々ニ而立派之家柄之者可差出与之義ニ御座
候、世話役等者役人ニ而も可然、右様村々家柄之子弟、半天等を郡中入用ニいたし候而ハ、郡中之法皮を着候
様之軽き事ニ相成、不宜と被仰聞候事

この史料によると「重き身分」「立派之家柄」、すなわち有力豪農だけによる陣屋警備体制に切り替えられ、諸経費も郡中入用からは支出しなかつたこと（すなわち有力豪農の負担）が明らかで、この点は尾崎氏が「領内有力農民をもつて新規に治安体制をかためようとした」と既に評価している通りである。ここでは半天製作費用についても郡中入用からは支出しないことが指示されている。このように豪農単独の取締体制に転換した事情について尾崎氏は、それによつて治安組織を陣屋支配に強く組み込み村々の自衛から陣屋の警備にウェイトが移されたこと、慶応元（一八六五）年から賦課されはじめた兵賦が村々にとつて大きな負担となつていたため備足軽などを勤め続けることが難しくなつたこと、の二点をあげている。この兵賦については慶応三年十一月にその人数削減と「陣屋向者勿論郡中惣鉢

之護衛」として新たな農兵取立が代官から指示されており、後者の事情が転換の大きな理由であったと思われる。

簡単にまとめると、この地域では十九世紀に入ってから「悪党」横行などの社会問題が深刻化し、これに加え兵賦などの諸役負担も増加するという幕末の状況下では、郡中入用負担にも一定の限界があったと思われる、その際に成長を遂げつつあった有力豪農が私財を投じて陣屋の修復・警備費などをにない、そのことを契機に取締役として治安面を中心とした陣屋支配に関与するようになった。そこで取締役たちが「郡中入用からの支出ではない」ということを強く意識していることからもうかがえるように、郡中代・郷宿を核として郡中惣代・組合惣代によってになられるような従来の運営方法とは異なる論理が持ち込まれていることに注意を要する。以下では、右に見た郡中取締役のうちの一人である阿部氏を素材にしてその政治的進出過程や経営内容などを具体的に検討したい。

註 (一)

- (1) 湯本①論文
- (2) 古川貞雄「信濃国悪党取締出役制の成立と展開一・二二」
〔信濃〕三三卷十二号・三四卷二号、一九八一・二年
- (3) 「長野県史・近世史料編」第二卷(一)、五一六号
- (4) 前掲古川論文
- (5) 「長野県史・近世史料編」第二卷(一)、三三五号
- (6) 「長野県史・近世史料編」第二卷(一)、五一七号
- (7) 前掲古川論文
- (8) 小林文雄「通り者の世界と地域社会」(岩田浩太郎編「新
しい近世史」第五卷、新人物往来社、一九九六年)。善兵衛はともかくとしても他の取締役一般に対してこのような評価がどの程度あてはまるかが問題になる。
- (9) 「長野県史・近世史料編」第二卷(一)、三〇三号
- (10) 久留島浩「甲州市川代官所管下の天領における郡中惣代の機能について」〔信濃〕三〇卷五・六号、一九七八年
に同様の指摘がある。
- (11) 註(9)に同じ。
- (12) 前掲註(はじめに) 拙稿
- (13) なお天保期を中心とした時期における信州の取締役制に

つては、湯本①論文に詳しい。

(14) 尾崎行也「幕府領における農兵組織一・二」(「信濃」二

〇巻一〇・一一号、一九六八年)。以下、この項の事実関

係については、特に註記しない限りこの論文による。

(15) なお文久期には勸農役の設置も幕府より指示されている。

これについて久留島氏は「全国の幕領にわたる幕府最後の農政改革であり、勘定所役人を各地に派遣して切添・

切開などの掌握を意図した文久改革の際に、備中の幕領

で設定された「勸農教諭世話方」は一年を経ずに廃止」

され、結局のところ取締役制(久留島氏は勸農教諭世話

方を取締役の一種とみなしている)は有効に機能しなかつたと述べている(久留島①論文。信州の幕領でも、文

久元年・同二年にかけて同様の政策が実施され、御影代

官所領では、支配所レヴェルに勸農教諭世話取締、組合

村レヴェルに勸農教諭世話方、村レヴェルに勸農掛を設

置することが命じられたが、年貢増徴のための「勸農」

をになわされることへの抵抗からか、実際に機能した例

は管見の限り確認できない(拙稿「文久期幕領の年貢増

徴と代官・勘定所——主に信濃を事例として——」(「信濃」五

二巻二号、二〇〇〇年)。

(16) 信濃国佐久郡下海瀬村土屋家文書(史料館所蔵史料目録

第二四集)取締役二五五号)。「長野県史・近代史料編」

第一巻、二五号。

(17) 寛政八(一七九六)年に勘定奉行が代官宛に、郡中入用

が年貢と競合しないように支出費目の限定を指示した際

にも、「陣屋普請修復…夜番人・水夫掃除人足賃并牢番給」

などは「是迄仕来之通」とされている(「牧民金鑑」上巻、

二五九頁)。久留島②論文を参照。

(18) 「長野県史・通史編」第六巻、三三頁

(19) 「佐久市志・歴史編(三)近世」(佐久市志刊行会、一九

九二年)一〇二四頁

(21) 長野県佐久市伴野、木内謙一氏所蔵文書

(22) 平賀村岩崎氏の経営など具体的ことは不明だが、史料

6で阿部氏が岩崎氏と同様の褒賞を希望している例がある

ので、少なくとも献金・褒賞については阿部氏と同様の

性格をもつ存在であったと考えられる。

(23) 信州北部の中野代官所の事例ではあるが、村入用に占め

る郡中入用の割合は享保・安永年間で一割前後、天明期

以降は増加して三割前後、安政二(一八五五)年には五

割に達するというように次第に負担が重いものになった

ことが指摘されている(湯本豊佐太「信州中野天領の中
間支配機構―郡中代を中心にして―」・二二「信濃」二三
巻七・八号、一九七一年)。

(24) 「御取締御用留日記 下海瀨村取締助役与左衛門」(前掲

土屋家文書、取締役一四九二号)

(25) 取締役の談合の場がもたれていたことについては湯本①
論文に指摘がある。同論文で湯本氏は、取締役が一札を
交わして「同役中陸敷」「一同加勢致」と、連盟を結ん
だそれ自体に注目しておきたい」と述べている。

(26) 註(24)に同じ。

二 宿岩村阿部氏の政治的・社会的活動

ここでは一で述べたこと以外の点を中心に、阿部氏の政治的・社会的活動について検討する。⁽¹⁾なお阿部氏が居住する宿岩村(現長野県南佐久郡佐久町)は、佐久郡をほぼ南北に流れる千曲川沿いにあつて、佐久平のほぼ最南端に位置している。隣接する高野町村は、佐久甲州往還と上州へ通じる諸道の結節点として活況を呈していた。村高は天保郷帳の高で約二〇一石あり、領知関係は佐久郡の場合錯綜していて複雑であるが、この村の場合、仙石氏領・徳川忠長領・幕領・甲府徳川綱重・綱豊領を経て、元禄十四(一七〇一)年から幕領、その後享保十(一七二五)年から安永六(一七七七)年までの旗本水野氏知行所の期間をはさんで、それ以降は幕領であった。水野氏支配期およびそれ以前において、この村を管轄する陣屋は高野町村に設置される場合が多かった。

1 幕府への献金と褒賞

はじめに阿部源右衛門の献金と、それに対する幕府の褒賞について、慶応二（一八六六）年四月「上納金其外取調書上帳」⁽²⁾を素材として検討したい（この史料をもとに褒賞については表2、献金については表3を作成した）。表2によると源右衛門に対する褒賞は、万延元（一八六〇）年から慶応元（一八六五）年の六年間に特に集中しており、彼の政治的・社会的な地位は、まわめて短い期間に急激に上昇したことがわかる。当然のことながら、それはその代償としての上金などを前提にしたものであり、水戸浪士通行、長州戦争などの諸機会に上金などが行われていた。上

表2 阿部源右衛門に対する褒賞

年代	褒賞	理由
文化7 (1810)年	普置	違作為取続金として200両を無利息年賦貸
万延元(1860)年	一代限り苗字御免	御本丸御普請御用途の内へ上金
元治元(1864)年	年始独礼、平常御役所江出候筋者下縁通り差免又	非常固差はまり
元治元(1864)年	屬子・小菊	水戸浪士通行時陣屋へ粮米、詰切など、
慶応元(1865)年	孫代迄苗字御免、銀3枚	神津内蔵之助・岩崎喜平・普兵衛とも（總代普兵衛）
慶応元(1865)年	袴着用	御進発御用途の内へ上納
慶応元(1865)年	銀6枚	猶奇特筋有之間 常野州賊徒立入の際粮米・差出金、他10人

典拠：慶応2年4月「上納金其外取調書上帳」(支配40)

註：記事を年代順に並べ替えた。

表 3 阿部源右衛門の上納金など一覽

年 代	金 額	返済状況	内 容
天明 4 (1784) 年	金125両	下金86両余、差出切38両余	貧民夫喰御救
寛政 8 (1796) 年	金 50両	元立金とし利足により永久助成	中山道和田・長窪宿助成
文化 7 (1810) 年	金200両	165両は三度に下金、差出切35両	御買上米代に差加
文政 9 (1826) 年	金100両	5年賦無利息、下金済	凶作につき貧民為御救出金
天保 4 (1833) 年	金200両	永年賦で残金あり	凶作急難につき夫喰代、郡中一同出金
天保 7 (1836) 年	金200両	永年賦で残金あり	凶作急難につき夫喰代、郡中一同出金
嘉永 7 (1854) 年	金100両		海岸防備の献金、御褒美白銀7枚
万延元(1860)年	金200両		御本丸御普請御用途に上納
慶応元(1865)年	金 50両	慶応年間両度に下金	御陣屋御備銃砲箱古玉薬手当元金に出金
慶応元(1865)年	金300両		非常御備糧米御陣屋御蔵積置
慶応 3 (1867) 年	金200両		御進發御用途に上納
安政 2 (1855) 年	金 25両	無利息永年賦→惠遣し	御進發御軍費に上納
年不明	金200両		板橋村の村役人と百姓の相論の雑用金
年不明	粗100枚		村入用嵩み難渋につき差出
安政 4 (1857)・6年	金 62両		非常夫食米困窮に村方郷蔵へ差出
年不明	金870両	無利息永年賦	高野町村村入用嵩み難儀につき惠遣し
			村方御普請金・自普請入用嵩みにつき差出

典拠：慶応 2 年 4 月 「上納金其外取調書上帳」(支配40)

註：点線より下は、居村(宿岩村)および隣村(高野町村)への差出金

表4-1 慶応3(1867)年 御軍費への上納に対する褒賞

人名	所属	褒賞内容
岩崎喜平	平賀村組頭	俵代迄帯刀御免
木内善兵衛	下県村名主	其身一代帯刀御免
阿部源右衛門	宿岩村組頭	同上

典拠：「差上申一札之事」(支配45)

納状況については表3によると、天明〜天保期と、嘉永期以降との間に若干の変化を見出すことができるように思われる。前者の特徴はまがりなりにも下金があることである。そこでは無利息・永年賦・部分的な差出切などがしばしば行われているので、金貸業として成り立つような性格のものではないにせよ、一応は返済を前提にした、領主貸の延長線上という性格を持っていたと考えられる。しかし、嘉永期以降には短期間に多額の上納をするようになる上に、

献金・上納・上切がほとんどとなり、献金中心に移行している。万延元(一八六〇)年には江戸城本丸普請に対して金二百両、慶応元(一八六五)年には第一次長州戦争の幕府軍進発に対し金三百両、同三年には第二次長州戦争の幕府軍進発に対し金二百両を献金し、その結果としてそれぞれ、一代限り苗字御免、孫代迄苗字御免、其身一代帯刀御免(慶応三年については表4-1を参照)という褒賞を受けることとなった。このように献金への転換が彼の政治的地位急上昇の背後にあつたのではないかと考えられる。なお表3にあがつていない(「上納金其外取調書上帳」に記載されていない)ものではあるが、右の転換期における一例として天保十三(一八四二)年の上納金をとりあげておく。同年五月に幕府勘定奉行所の御普請役田中八十次郎が御影代官所に向向いて、下桜井村次郎右衛門・下県村善兵衛・前山村重兵衛・宿岩村源右衛門を呼び出しているが、その後、同年六月付で源右衛門から田中宛てに「上金願」が出されているので、要件は上金の要請であつたと考えられる。その時の「上金願」によると阿部(源右衛門)の上金額は金百両(五年賦・年二十両ずつ)で、「御国恩之餘斗、先祖之餘沢を以可成二今日を相賞、難有仕合ニ奉存候、然者其冥加相弁、乍聊書面之通上金心願ニ御座候」とし

表 4-2 慶応元(1865)年 御進発御用途への上納に対する褒賞

人名	所属	褒賞内容	
早川 重右衛門	前山村組頭	俵代迄苗字、其身一代帯刀、	銀5枚
阿部 源右衛門	宿岩村	孫代迄苗字	銀3枚
(神津) 九郎兵衛	神津内蔵之助名代	俵代迄苗字	銀3枚
(浅川) 源之丈	大日向村組頭	其身一代苗字	銀2枚
(出浦) 弁蔵	崎田村組頭	同上	銀2枚
(内藤) 太兵衛	崎田村百姓	同上	
(上田) 平一郎	居倉村組頭	同上	
助右衛門	追分宿飯年寄組頭	同上	

典拠：「差上申御請証文之事」(支配44)

註：銀は「一時替上納」をした者に対して授与

た上で、「此度五街道宿々助郷村々共御救方御取調ニ相成候趣粗及承」という理由で出金する旨が記されている。ここで重要と思われるのは、出金の相手が代官ではなく勘定所御普請役であること、「御国恩」に感謝していること、近隣村々への扶助ではなく「五街道宿々助郷村々」の御救方に対する出金であること、である。すなわち先に見たような変化と同時に、代官の指示で近隣村々の助成として出金する形態よりも、近隣村々とは直接的に関係のないより高次のレヴェル(いわば国家的な課題)に対して幕府勘定所の指示のもと出金するという形態がこの時期を境に中心的になってくる。ただし、これによって地域から遊離してしまうのではなく、自村・周辺村の村人用へ大量の金穀を提供していることにも注意しておかなければならない(表3)。ただし年不明が多い)。左の史料は右の「上金願」とあわせて提出された源右衛門のいわば身上書である。⁽⁵⁾

【史料5】

御尋ニ付申上候書付

一、私所持田畑高式拾式石八斗七合所持仕候

一、家内下男女共拾老人ニ御座候

但農業之外、男者夜業二繩なひ、女者麻・木綿等営、其外何二而も稼方無御座候

一、是迄奇特筋取斗候得共、御褒美等頂戴仕候義無之候

一、御用金上金等仕候義無御座候

一、村方役人之義年番二相勤来候、先年私方二而も村役相勤罷在候処、拾ヶ年以前分家方江相廻シ、当時私方村役人二者無御座候、御役所御書付二長百姓与御印被下所持仕候

この書付によると源右衛門の認識としては、これまで「奇特」な行為はしてきたが（三条）、「御用金上金」は負担したことがない（四条）とのことであるので、右の「上金願」は初めての「上金」ということになる。ここでは「奇特筋取斗」にあたるのが宿助成・貧民救助といった近隣地域への出金をさし、「御用金上金」というのがより高次のレヴェルへの出金と考えられる。このような転換の背後に幕府勘定所の政策があったことは言うまでもない。例えば慶応三（一八六七）年九月の阿部源右衛門らによる一札（帯刀許可への請書、宛所なし）には、「私共義、御軍費之内江上納金奉願候処、其身一代帯刀御免被仰付候、右者井河内守様御差図之段小栗下総守様被仰渡、冥加至極、難有仕合奉存候」とあつて、源右衛門らへの帯刀許可が、老中井上河内守正直の差図のもと勘定奉行小栗下総守政寧によつて命令されていることからわかるように、勘定所は献金と引き換えの褒賞を進めていた。この点について大山敷太郎氏は、「勘定所記録のうち、上納者に対する褒賞のことを叙した一齣で、「此度之儀は、上納仕候もの共夥敷儀に而、御褒美口々取調方不一下方手数も相掛り候得共、可成丈御賞不遅様取調候間、再度又は再三上納いたし候もの共も有之、畢竟速に御賞取調候故、自然人氣も相進み、是迄見合も無之上納高にも至り候儀に有之」云々とあつて、その応募実績が、幕府財政当局にとつて、かなり、満足できる程度に達した」と述べ、嘉永期以降の支出増大とい

う財政状況のもと、幕府勘定所において上納金額と先例に応じた褒賞を行うことで積極的な上納を促す方針がとられていた様子を明らかにしている。⁷⁾これに応じて出金する側の意識も変化したと考えられる。左の史料は慶応二(一八六六)年に阿部氏が勘定所の担当役人に提出した上納命令に対する請書であるが、その内容は請けるといふこと以上に、褒賞に対する要望が前面に出たものとなっている。

【史料6】

差上申御請証文之事

一、金三百兩

右者、当節格外御入用筋相嵩候折柄、御国恩厚相弁、今般別段之御用金差出候様精々御説得被仰聞候ニ付、書面之金三百兩一時献金上切ニ仕度奉存候、就而者、右金子此上御沙汰次第無相違差出、納方可仕候、外二前々上金献穀取調帳壹冊相添奉差上候、右旧功之義以御慈悲厚御含被下置、御賞与之義者、同支配所隣村平賀村岩崎喜平、去ル安政四巳年五月中献金仕、同年六月中為御褒美永々苗字其身一代帯刀 御免被仰付候旧例之通り、右喜平同様被仰付被下置度奉願上候、右願之通り御聞濟被成下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

慶応二寅年五月

松本直一郎御代官所

信州佐久郡宿岩村

名主 阿部源右衛門(印)

右村 役人惣代 伊平(印)

御掛り御役人中様

ここで阿部氏は、御用金差出の命令に依って金三百兩を一時に「上切」で献金する（一括払で返済も求めない）かわりに、同時に提出する「前々上金献穀取調帳」（同月付の「上納金并持高其外調書上帳」のことをさす）に記された「旧功」をよく理解して賞与を決めてほしいこと、さらに具体的には同じ幕領で近隣の平賀村岩崎喜平の旧例と同様の褒美を望むこと、を主張している。⁹⁾ここからは阿部氏が献金を手がかりにして積極的な地位上昇を図っている様子が明らかになる。¹⁰⁾なお郡中全体での献金・褒賞状況を知る史料については今のところ見出しえていないので、他どのような献金者がいたのか不明であるが、参考までに表4—2を示しておいた。

2十八世紀前後の阿部氏の政治的地位

次に、阿部氏が右のように郡中で突出した政治的地位を占める以前の状況について、阿部氏の居村である宿岩村の村役人制度のあり方を中心に確認しておく。まずはじめに、宝永元（一七〇四）年十月の次太夫ほか十一名による代官宛て願書を検討する。¹¹⁾

【史料7】

乍恐願書以書付御訴詔

一、佐久郡宿岩村名主之儀、前々々六人二而廻名主二相勤来申候所ニ、今度定名主二被為仰付候ニ付、村中大小百姓立合論議任、入札二而相極、此源右衛門・又兵衛兩人二而年替ニ相勤申答御座候、弥御年貢金引負仕候か、又八何様之義出来仕候共、拙者共罷出急度埒明可申候間、右之通年替名主相勤、当番者源右衛門相勤申候間、大小百姓願之通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

この史料によると、この村では宝永元年以前から六人による廻名主制がとられていたが、同年に定名主制に切り替えよとの領主側の指示を受けて（その意図については不明）、源右衛門と又兵衛の二人による年番制に移行した。この村の十七世紀の状況についてはあまりわからないので、この六人についても確定することはできないが、表7（後掲）に見られる元禄期の名主・長百姓・組頭を勤めた七人（源右衛門・又兵衛を含む）がこれに相当するものと考えられる。また源右衛門と又兵衛に限定するに際して入札が行われている点は重要である。用語の上では「廻名主」から「定名主」へ変化したことになっているが、実際のところは、六人による交替制から二人による年番制へと母集団を入札によってしほりこんだ点に違いがある。

次に寛政六（一七九四）年の名主喜右衛門ほか村役人三名による御影代官所宛願書を検討する。⁽¹³⁾

【史料8】

乍恐以書付奉願上候

直右衛門

源重郎

茂七

喜右衛門

一、宿岩村名主役之儀、前々右四人二而老々年番二相勤来候処、喜右衛門義者去丑三月茂七方名主役引請、当寅三月迄定之通相勤申候二付、当寅年番直右衛門方二相当り申候間、名主役請取可申旨再応及相談候処、此節直右衛門義種々之難渋申立請取不申候二付、無拠奉願上候者、安永八亥年迄直右衛門方定役二相勤来候得共

二而年番二相定、同年三月喜八方江名主役相渡

難儀之由申候二付、相談之上、巷々年番二相定、是占以来四人二而物毎熟談之上年番二相動申候処、直右衛門彼是難洪申立差支難儀至極二奉存候、喜右衛門義者相定之通相動申候二付、名主役退役奉願上候、何卒右之段乍恐御賢察之上、当年番直右衛門方江名主役相動候様被仰付被下置候様御慈悲ヲ以奉願上候、猶又委細之儀者口上二而可奉申上候、以上

この史料は、寛政六年に、年番名主の喜右衛門が次の当番である直右衛門に交替しようとしたところ難洪を申し立てられ、受け取りを拒否されたため、村役人一同が代官から名主役勤務を命じてくれるように願ひ出た際のものである。そこでは四人年番制が採用された経緯を振り返ることで、ローテーションの維持を図ろうとしている。傍線部には、安永八（一七七九）年までこの村の名主は直右衛門の定役であったが、同人が難儀を訴えたために、同年以後は直右衛門も含む四人による年番制になったことが記されている。後掲の阿部氏系図を参照すると、寛政六年時点の四人のうち、源十郎は六代源右衛門茂喬の分家（四女の婿養子）、喜右衛門は八代源右衛門茂信（源右衛門襲名前の名前）のことであり、阿部家の一族が四人中二人を占めていた。かつて定役であったという直右衛門については不明であるが、系図に現れないので阿部一族のものではないだろう。また天明二（一七八二）年の名主跡役引継願によると、名主年番をになう四家は弥惣太（高三石余）・直右衛門（高十一石余）・喜八（高十三石余）・茂七（高七石余）となっていて、弥惣太と喜八が阿部家の一族である。同様に天明四年の場合には、喜八・茂七・直右衛門・源右衛門となっていて、先の弥惣太が先代の死去に伴って源右衛門を襲名している（七代源右衛門澤茂）。このような年番制は幕末まで続いたと考えられるが、次の史料は、嘉永三（一八五〇）年に阿部家の一族内で年番名主の勤め方をめぐつ

てとりかわされた一札である。¹⁶⁾

【史料9】

進置申一札之事

一、往古より源右衛門殿方ニ而相勤来り被成候年番名主役之義、先年喜右衛門殿勤役中別家被成候ニ付、右役義引続同所ニ而勤役被成候所、追々年増苦勞ニ茂相成、源右衛門殿ニ者眼病旁是以相勤兼、依之当分之所私方ニ而相勤候積相談行届、去年年方私相勤候所、内外入用相嵩り難儀之趣断申入候所、御助力被成下、然上者最五ヶ年茂相立候ハ、両家子息中追々成人ニ茂相成義ニ付、其節者談事之上、何方江相廻し候共、当戌年方寅年迄五ヶ年之所私共相勤候様御引請申所少茂相違無御座候、依之一札進置申所仍而如件

宿岩村 引受人 源十郎 (印)

嘉永三戌年六月

立会加判 又兵衛 (印)

当村 源右衛門殿

喜右衛門殿

この史料では、源右衛門が以前から年番名主役を勤めてきたこと、先年喜右衛門 (八代源右衛門茂信の長男) が勤役中に別家に出たが引き続き勤めていたこと、しかし喜右衛門には負担が大きく、源右衛門も眼病持ちであることなどを確認した上で、今後五年間は源十郎 (分家) が年番名主役を勤めて両家の子息の成長を待つことを約束している。このように幕末においても、眼病・財政負担の大きさなど諸困難を乗り越えて、必ず阿部家の一族から年番名主役を

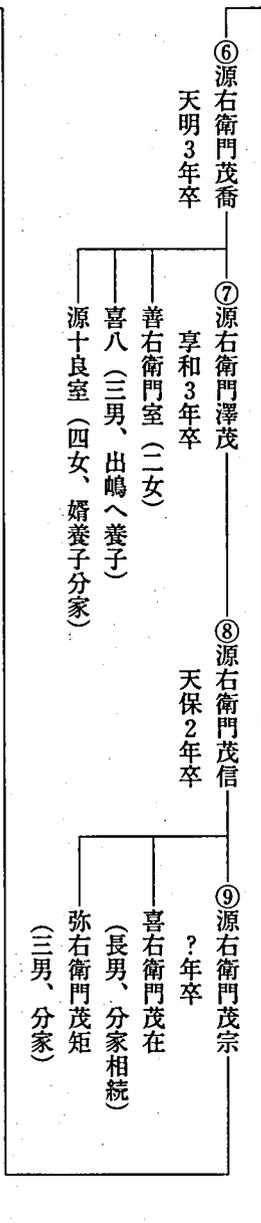
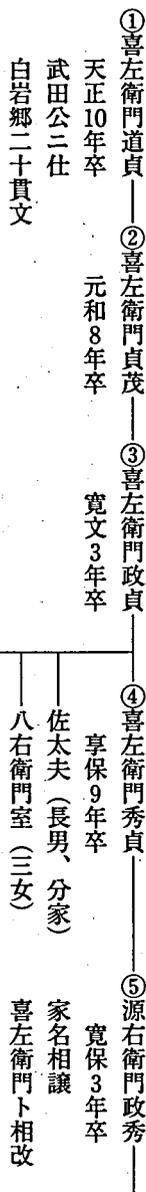
出すようにしていたことがわかる。

以上の検討結果から、この村の名主は、概ね、六人交替制↓二人年番制↓直右衛門の定役↓四人年番制、という形で推移したと考えられること、阿部家は直右衛門が名主定役になっていた短期間を除き常に名主年番役の一角を占めていたこと（反対に短期間とは言え阿部家が名主役から疎外されている時期のあることに注意する必要があるだろう）、特に安永八（一七七九）年から幕末まで継続したと思われる四人年番制のもとでは四人の内二人を阿部家で確保するなど村政上有力な地位を占めていたこと、を明らかにした。ここで確認しておきたいことは、阿部氏は右のような性格を持ちながらも、名主を世襲するというほど突出した地位を村内において占めていた訳ではなかったということである。もちろん、村をこえる広い範囲に対しても特別な政治的役割を果たしていた訳ではなかったと考えられるので、先に見たような、身分格式・政治的地位などの面における幕末期の急浮上がいつそう際だって見えることになる。⁽¹⁷⁾

3 家格意識の高まり

阿部家には「家譜」、「阿部氏代々名乗附・院号戒名記」という二点の系図が残されている。⁽¹⁹⁾ここでは、これをもとに阿部氏の家格意識について確認しておく（系図の内容については図を参照）。「家譜」は享和三（一八〇三）年に「阿部喜右衛門茂信」⁽²⁰⁾が作成した巻物状の系図で、当主夫妻の戒名・死没年月日・分家創出などの事跡が書き上げられている。ここでは初代道貞と六代茂喬のみが戒名に院号を持っていて、他はすべて院号を持たない居士・大姉にとどまっている。一方の「阿部氏代々名乗附」は、現在にいたるまで書き継がれていて作成年代が判然としないが、その後院号がどのように獲得されたかという過程が詳しく記されている。初代の院号については不明だが、六代（とそその妻、以下も同じ）については、寛政十二（一八〇〇）年に「常燈明料金七十五両寄賦功基二依テ」という理由で、

阿部家系図



⑩源右衛門茂晁 — ⑪弥惣太茂算(以下略)

明治21年卒
明治22年卒

典拠…「家譜」、「阿部氏代々名乗附・院号戒名記」
註…○内の数字は代数を示す。なお、神津敦氏作成の系図も参考にした。

高野町村桂誓寺より院号を免許されており、これが免許理由のわかる初見である。六代茂喬は天明三（一七八三）年に死去し、その妻も安永八（一七七九）年に死去しているから、後に死んだ茂喬から数えても死後十七年を経ての院号免許となっている（このことは少なくとも、明治五年に院号免許された九代まで続く。いずれも死後直後の戒名には院号がなく、夫妻ともに死去してから数年後に、次代の当主が機会を見て院号を獲得するという方法をとっている）。初代をひとまず置くとすれば、阿部家ではこれまで院号を誰も持たずに来たが、ここにいたってはじめて院号を取得したことになる。次に古い例は二代貞茂の場合で、系図中戒名の横に「文化年間亡父源右衛門茂信、二百年忌年回動メケル砌り、少林山桂誓寺十三代頑全和尚ヨリ院号免許」と記されている。右に見たように先代（七代）がはじめて先々代（六代）の院号取得を行ったのを受けて、八代茂信は二代へ遡って二百年忌法要を行うとともに二代の院号取得もこの機会にあわせて行つた。この八代茂信は、先に見たように、享和三（一八〇三）年に「家譜」の作成も行っており、家の歴史に強い関心を持ち、祖先の顕彰を行おうとしたことがうかがえる。その後文政十二（一八二九）年に七代に対して「唐銅大燈籠壺対寄進ニツキ院号免許」が行われ、安政二（一八五五）年に八代に対して「高野町村ニテ字北沢ニケ田老斗蒔畑四升蒔寄賦ニツキ院号免許」が行われている。このように当主死後の院号追贈が定例化する中で、三代から五代までの未追贈分についても関心が持たれ、文久三（一八六三）年に「金子二百両寄賦ニ付永代院号免許状受、同文久四子年六月右六靈院号授之」（六靈とは三代から五代までの夫妻六人のこと）というように、遅れていた分の追贈が一举に実現された。なお院号取得は、その後も近世を通じて継続されていた。

以上より、寛政期頃より阿部家の家格意識が次第に高まりを示し、当主夫妻の死後に次代の当主がその院号を取得することが定例化するとともに、先祖へ遡つての追贈も行われた（院号取得順を代の数で示すと、（一↓）六↓二↓七↓八↓三・四・五↓九↓…、となる）。とりわけ文化期の茂信の時には、系図の作成、二代の二百回忌供養、同院

号追贈、と先祖の頭彰が盛んに行われた。このような阿部家における家格意識の高まりは、先に見た幕府の褒賞(苗字帯刀の許可など)を望む意識にもつながっていくと思われる。褒賞にしても院号取得にしても、それらは役所や檀那寺への献金・寄進などによって実現されていたものであるから、阿部氏のこのような動きの背後には、それを支える経済的な成長があったことは明らかである。以下ではこの点を検討する。

註 (一)

- (1) 以下、阿部家の分析には、信濃国佐久郡宿岩村阿部家文書(阿部越氏所蔵)を用いる。この文書は佐久町誌編輯室によって既に整理・分類が行われている。以下、この文書を引用する際には、同編纂室が付与した分類番号を「支配〇〇」のように記す。
- (2) 支配四〇
- (3) 支配二五一一
- (4) 支配二五一一
- (5) 同右。ここでは説明を加えていないが、二条の農外労働としての麻・木綿布織、五条の村役人制のあり方などは、後述する諸点と関わって重要である。また、一条で、大量にあったはずの村外所持高を伏せている点は、後年と異なる。
- (6) 支配四二
- (7) 大山敷太郎「幕末財政金融史論」(ミネルヴァ書房、一九六九年) 一七七頁
- (8) 支配四五
- (9) この平賀村岩崎喜平は、史料3などにも登場する、阿部氏と同時に郡中取締役を勤めた四人の中の一人である。
- (10) 他に表3にあがっていない例として、文化元(一八〇四)年に中之条役所に出向いた幕府勘定所普請役格森戸重郎から「佐久郡川上村之金銀銅鉛山元立出金」を命じられた件がある(諸産業八)。阿部氏の覚書には「御支配所之内二而都合七千両之余出金之由及承候」とあり、北信では高井郡小布施村高井作左衛門が千五百両、同村安左衛門と今里村久右衛門が千両、同村名右衛門が式百両を出し、「右之外ハ覚不申」であった。東信では下県村善兵衛

と宿岩村源右衛門が五百兩、春日村六右衛門・同村文左

衛門・五郎兵衛新田源左衛門・中小田切新田茂左衛門・

居倉村平右衛門・小平村平左衛門が百兩、中小田切村健

次・川上原村新太郎・秋山村喜兵衛が五十兩を出した。

この金は一割二分の利息で関東村々に貸し付けられ、そ

のうちの五分五厘は金主（上納者）、五分五厘は「山稼方入

用」、一歩は金山で雇う手代給金にあてることになってい

た。この時阿部氏は出金を強く命じられ、「無余義三百兩

迄之御請致可申上候処、中々御承知無之、彼是手間取

上無是非五百兩之御請致」すことになった。額は大きい

が差出切ではないこと、阿部家ではこのことを身分上昇

などと結びつけて意識した様子がなく極力回避しようと

していること、などが指摘できる。

(11) 村三

(12) この村で廻名主制が早くから採用される理由は不明であ

るが、牧原成征「近世村落の村運営と村内小集落―信州

佐久郡下海瀬村を事例として―」（『史学雑誌』一〇四編

四号、一九九五年）によると、宿岩村から程近い下海瀬

村では、延宝期以降名主・組頭は長百姓（同族団の本案

筋、ほぼ十五軒に固定）の中での年番により勤められて

いて、同様の傾向がうかがえる。

(13) 村三四

(14) 村一六

(15) 村二一

(16) 村八二

(17) 組合村惣代について、左の史料がある（村五〇）。

乍恐以書付奉願上候

一、佐久郡私共組合七ヶ村之儀、遠方ニ御座候ニ付、

村々一統之御用筋者申合、惣代ニ而相勤申来候、何卒

御慈悲ヲ以諸御用向惣代勤ニ被仰付被下置候ハ、難有

奉存候、尤御用之趣聊無滞相勤候様可仕候、依之以書

付惣代ニ而奉願上候、以上

佐久郡

文化二丑年正月 宿岩村（以下、中畑・上

畑・樋ノ口・八郡・馬越・本間の各村名を列記）

右七ヶ村惣代

宿岩村名主 太左衛門

中畑村名主 仁兵衛

恩田新八郎様 馬越村名主 孫右衛門

中之条御役所 本間村名主 弥次右衛門

(18) 断片的ではあるが、阿部氏と代官所の關係を示すものとして左の史料もある(支配四八)。

覚

宿岩村

名主・源右衛門

右者、御取締御用二付、内探として差遣候条、手延難成節者、悪党もの差押置、所役人江可相違、兼而渡置候印鑑二引合、諸事無差支様可被取斗候、以上

御影陣屋

巳

森孫三郎手附

(割印) 七月六日 土屋佐七郎(印)

信濃国

村々・役人中

三 宿岩村阿部氏の経済的活動

ここでは阿部氏の経済的活動についての検討を行う。

この史料は、様式の上で御影代官所の手附土屋(取締出役だと思われる。前掲古川論文を参照)から信濃国村々役人中宛となっているが、実際には源右衛門が土屋からこれを受け取って、出役の際に携行して村々役人に提示したものであろう。年代は代官名と干支から安政四(一八五七)年と比定でき、この時期に阿部氏が取締出役の「内探」を勤め、代官所への出入りを始めていたことがわかる。

(19) 両者とも阿部家文書(ただし整理番号は付与されず、文書とは別置されている)

(20) 「喜右衛門」は茂信が源右衛門を襲名する前の名前で、「阿部氏代々名乗附」では茂信を「源右衛門」と記している。

表5 元禄9年宿岩村の年貢名寄

人名	年貢名寄額
権三郎	2.139石
弥兵衛	0.035
三五郎	0.153
久兵衛	0.538
三之助	0.062
次太夫	0.735
兵太郎	0.365
仁兵衛	2.808
喜左衛門 (名主)	6.687
彦左衛門	0.687
茂兵衛	3.133
権兵衛	16.853
弥三郎	1.833
彦兵衛	0.040
太兵衛	0.012
惣左衛門	5.853
長五郎	3.711
長左衛門	0.117
与兵衛	0.235
安兵衛	8.394
六右衛門	0.265
兵九郎	0.375
八右衛門	0.251
喜助	0.041
九兵衛	0.646
伝之丞	0.236
平吉	0.165
忠左衛門	3.186
庄之丞	4.378
新之丞	1.888
庄十郎	1.108
小十郎	1.013
平左衛門	4.147

典拠：「子ノ御年貢名寄帳」(頁租3)

註：寺分・官分については省略

1 元禄期の経営

十七世紀の阿部家の経営状況を知りうる史料はごくわずかだが、はじめに元禄九(一六九六)年の「子ノ御年貢名寄帳」(表5)を検討する。¹⁾ ここには三十三人の名前が書き連ねられているが、これがこの村の年貢負担者²⁾ 高持百姓の全てであると考えてよいだろう。系図にあるように阿部家の当主は十七世紀中は喜左衛門という名を襲名していたので、阿部家はこの年名主を勤め、六石六斗余りの年貢を負担していたことがわかる。この年貢負担量は村内では三番目に多いが、しかし一位の権兵衛十六石八斗余とはかなり格差があり、また五石を前後するところに惣左衛門、庄之丞、平左衛門などが位置している。阿部家はこのような六軒程度の上位集団(先の六人廻名主に相当するのではないかと考える)に属していたが、この中では権兵衛の突出が目立つことを除けば、さほど大きな格差は認められない。以上はあくまで宿岩村内での経営規模を示すものでしかないが、その限りでは阿部家の経営はきわだった位置にあった訳ではない。表6によると、文化期以降には他が全て村内持高十石以下であるなか唯一阿部家が二十石以上を

表6 宿岩村の持高分布状況（村内分）

持高	人 数						
	カッコ外=本百姓、カッコ内=抱百姓						
以上～未満 単位：石	元禄16 (1703)	天明6 (1786)	寛政13 (1801)	文化5 (1808)	文化10 (1813)	嘉永5 (1852)	安政3 (1856)
30～							
20～30		1			1	1	1
10～20		4	2	2	0	0	0
5～10		2 (2)	4	3	5	5	4
3～5		4 (1)	3 (1)	3 (1)	5 (3)	6 (4)	8 (5)
1～3		2 (10)	3 (12)	3 (13)	14 (10)	9 (4)	6 (3)
0～		1 (10)	3 (14)	4 (15)	20 (17)	24 (20)	28 (22)
0		0 (2)	0 (3)	0 (2)	1 (1)	0	0
合計	36 (3)	14 (25)	15 (30)	15 (31)	46 (31)	45 (28)	47 (30)

典拠：各年の宗門人別改帳（阿部家文書）

註：20石代の1名は各年とも（阿部）源右衛門

維持しているので、二つの時期の間に何らかの経営発展があったことが想定できる。

さらに家族構成についても元禄十六（一七〇三）年の宗門改帳によって検討しておく⁽²⁾（表7を参照）、阿部家（源右衛門）はこの頃八左衛門と七兵衛を分家に出している⁽²⁾ので、家族数が三人と少ないが、下男三人・下女二人を抱えている。下人の保有規模ということでも阿部家は村内上位層に属すが、やはりここでも最上位という訳ではなく、五左衛門の下人八人・譜代下人七人といった規模には遠く及ばない。

村外でどの程度の耕地を所持していたかが不明なので断定的なことは言えないが、以上のことから十七世紀の阿部氏の経営は宿岩村内の上位層に属するという程度のもので、それ以上ではなかったと考える。なお、この点に関わって「家譜」の初代喜左衛門の項には「武田公二仕、永禄年中当国白岩郷二十貫文之御感状有之」とあって、永禄年

表7 元禄16(1703)年宿岩村の家族構成

百姓名	年貢負担額	家族	下男・女	譜代下男・女
五左衛門 (惣百姓代)		6 (1)	4・4	4・3
五左衛門抱 半兵衛		1	1・2	
久兵衛	0.538石	4		
八右衛門	0.251	1		
平吉	0.165	3 (1)		
市郎兵衛		1		
太右衛門		4 (3)		
忠左衛門 (長百姓)	3.186	6	1・2	
伊兵衛		5	2・2	
兵九郎	0.375	8 (3)		
長右衛門		2 (1)		
市右衛門		2		
茂兵衛 (長百姓)	3.133	6 (2)	1・2	
武兵衛		3		
又兵衛 (名主)		5	2・1	
佐兵衛		3		
源右衛門 (長百姓)	(6.687)	3	3・2	
八左衛門		4		
七兵衛		2		
長兵衛		5 (1)		
与兵衛	0.235	4	3・1	
新兵衛		5 (2)		
権三郎 (組頭)	2.139	5 (1)	1・0	
七右衛門		4		
長五郎	3.711	4	1・0	
半七 (組頭)		7 (4)		
伝左衛門		5 (3)		
長左衛門	0.117	6 (1)		
兵右衛門		2 (1)		
源左衛門		2		
次太夫	0.735	7 (3)	1・0	
次太夫抱 市左衛門		5 (1)		
安兵衛 (長百姓)	8.394	10 (6)	2・2	
五兵衛		1	1・1	
九兵衛	0.646	1		
九兵衛抱 弟伝之丞※	0.236	2		
彦左衛門	0.687	3 (1)		
八兵衛		3		
作右衛門		3 (1)		

典拠：「信州佐久郡宿岩村宗門改帳」(戸口1)。年貢負担額については「子ノ御年貢名寄帳」(貢租3)と対照。

註：家族の()内は、奉公・婚姻などにより在村しない者の人数を示す。

※伝之丞は武州奉公、妹二人は兄かかりと近村婚出

間(一五五八〜七〇)に白岩郷(宿岩村一帯を指す)を知行したと記されている。武田氏から知行地を得たことが事実であるならば、そのことは重要な意味をもつであろうが、宿岩村の文禄四(一五九五)年の高辻が百貫文であることを考えれば、その点から見ても村内上層という程度であつたのではないかと思われる。

2 宝暦期までの転換、成長

宝暦期以降については、金貸し帳簿が残存しており、遅くともこの時期以降には阿部家の金融活動が開始されたことがわかる。この帳簿の初見である、宝暦四(一七五四)年「金子貸シ方覚帖」⁽⁴⁾の帳末には次のような記事がある(①〜⑥は便宜上筆者が付けたもの)。

【史料10】

宝暦四年乙亥二月吉日

一、合金五百七拾貳両貳分

…①

去戌年貸シ方帳面金也

一、合金貳百五両也 無尽金

…②

三拾七両貳分ハ殿様御無尽

三拾両ハ郡右衛門様無尽

五拾両ハ大久保弥一右衛門無尽

拾両ハ村彦右衛門無尽 五両無尽二口入

式拾五兩ハ高野町八右衛門無尽

七兩式分ハ村佐兵衛無尽

式兩式分ハ高の町兵四郎無尽

拾式兩式分ハ高の町源藏無尽

三拾兩ハ上小田切吉兵衛無尽

去戌八月発起

メ九口 此分当亥年ハ金取番

一、金五兩 小貸シ金

一、同三兩壹分式朱 壹石式斗値段

米四駄片荷代

是ハ高の町分、村分田方種貸米代

八拾壹兩 利金取

三拾五兩 当亥春米代金(壹石式斗)

二口メ 百拾六兩也

三拾七兩 当亥春無尽掛ケ金

五兩 給金諸夫錢金也

小以四十式兩引

差引殘金七拾四兩也 当亥春残り金

∴
⑤

∴
③

∴
④

幕末における郡中取締役の成立と地域(山崎)

一、合金百五拾兩 田畑代金也

⑥

高の町分、村分、中小田切新田三ヶ村

田畑惣代金也

惣都合金千九兩三分式朱

①～⑥の合計

此外八月摺米代金并雜穀等之代金ハ右之外也

右者、去ル戊年大滴水ニ而村高田地敷敷水流罷成、及大難儀、既ニ身上難立存付、心勞艱苦致候而右田地漸々相調へ、其以來当亥年迄貯候所之金子右之通、大變以來別而農業取懸り、風雨如何様之儀有之候而も御公用之外一
日片時も不致油断、尤も收納迄ニ一割も無懈怠農業を相働、漸々右之通り、少シハ天理ニも相叶候哉、其外分限
不応成ル諸道具等一円相調へ不申、惣而兼約(徳)を守ル者也

この史料は阿部家の総資金(貸出中のものがほとんど)を書き上げたものと言えようが、その点について説明する前に最後の「右者…」以下について確認すると、そこには「戊年」≡寛保二(一七四二)年の大洪水で千曲川畔に位置する阿部家の土地が流出し一時は身上が立ち行きがたくなつたこと、その後辛勞艱苦して田地・金子を蓄えて現在に至つたこと、これだけの蓄財はたゆみない努力の成果で「天理」に叶うものであり儉約にも努めてきたこと、が記されている。阿部家の経営をめぐる元禄期以降の具体的な展開は不明だが、寛保の大洪水からの復興過程で次第に伸長したことがうかがえる。そこで総資金千九兩余の内訳を見ると、①貸し方帳面金、②無尽金、③小貸し金、④種貸米代、⑤当春残り金、⑥田畑代金となつてゐるが、小貸し金と種貸米代金はいずれもごく少額で経営上わずかな位置しか占めてゐない。貸し方帳面金とは「金子貸シ方覚帖」に記入して貸し出す金のことであろうが、これが五七二

両で全体の五七%を占める。ついで無尽金が二〇五両(二〇%)、田畑代金が一五〇両(一五%)、当春残金が七四両(七%)となつている。①貸し方帳面金は総資金の過半を占める巨額なものであるが、これについては宝暦期以降の金融活動とあわせて後述する。②無尽金については九口二百五両を出資しており、当年から「金取番」ということで収入が期待されている。領主関係無尽が三口・一一七両余と過半に及ぶほかは、居村三口・一七両余、高野町村・上小田切村という隣接村四口・八〇両、というようにごく狭い範囲への出資に限られている。後述するように宝暦期の阿部家は、明和期のように領主貸をしてはいないので、領主無尽という形での出資が行われていることに注目されるが、それでも後年の領主貸の金額と比べると少額である。④種貸米代は金額としては些少なものでしかないが、宿岩村・高野町村という、自村およびその周辺に対して阿部氏がいわゆる勸農機能を果たしていたという意味で重要性を持つている。⑤当春残り金は、手持現金の収支を計算したもので、貸金の利金収入が八一両、春に入つた米代金が三五両、そこから無尽掛け金三七両と奉公人の給金など五両を引いて七四両が手持金として残つているといふことである。⑥田畑代金は、高野町・宿岩・中小田切新田という自村周辺村々の分で、一五〇両に及んで⁽⁵⁾いる。その他に八月には摺米代・雑穀代なども入ることになつていた。以上のように宝暦期に入ると阿部家の金融活動はかなり大きな規模で開始され、利金収入が米代金をこえるほど大きくなるなど、阿部氏の資産額は著しい増大を見せた。

3 宝暦期以降の経営

①土地集積

まず、阿部家の土地経営から見ていく。同家の村内持高については幕末にいたるまでおよそ二十石前後の規模を維持している(表8)。先にも述べたように、元禄期に六軒ほどの上位集団に埋もれていた中から抜け出して村内トツ

表8 源右衛門の持高変遷 (宿岩村)

年代	村内持高
天明6 (1786)	25石7斗9升8合
寛政13 (1801)	17石6斗3升2合 (喜右衛門)
文化5 (1808)	22石3斗8升
文化10 (1813)	24石9斗2升6合
嘉永5 (1852)	22石 8升7合
安政3 (1856)	25石8斗 7合

典拠：各年の宗門人別改帳 (阿部家文書)

ブになったことの意義は大きい、これだけではさほど大規模な経営とは言えない。阿部家の村外での土地集積について、具体的に明らかにすることは、史料的に困難であるが、慶応二(一八六六)年五月「上納金并持高其外調書上帳」では同家の総持高を二三八石四斗三升八合(その内、村持高 \parallel 十七石八斗余、隣村越石分 \parallel 三二七石六斗余)としているので、持高の大半は村外分であつたことがうかがえる。同様に所持地の分布状況も明確にならないが、断片的なものだけでも確認しておこう。左の史料は、天明三(一七八三)年四月に六代源右衛門が自らの死を予期してか(同年十月に死去)、家督を長男に譲ると同時に、村内の出嶋氏養子となつていた三男の喜八と四女の婿養子で分家に出ている源十郎に財産を分与した際の帳簿(喜八・源十郎兩人江譲渡シ之覚)の一部である。

【史料11】

喜八方江

(一〇筆、三反七畝二三歩、宿岩村・高野町村分、の一つ書を省略)

右之外、中小田切新田村分田畑不殘、歩面之儀者追而改見可申候、猶右之外家引普請金五拾兩相渡し可申候、以上

源十郎方へ

(二)筆分四反八畝五歩、七筆分大升三斗四升五合蔀、林一ヶ所、宿岩村・高野町村分、の一つ書を省略)
此外ニ北沢村田畑不殘相渡し可申候、歩面之儀者追而改相渡し可申候

右之通、兩人方へ讓渡シ申候間、書面之分高抜相渡し可申候、為念讓渡定書仍如件

宿岩村

天明三癸卯年四月

源右衛門(印)

弥惣太との

我等跡式弥惣太相統之内、前書之通兩人方へ相渡し可申候、下海瀨村并新田不殘我等存生之内隱居免致し申候、
死後跡式可為所持候、(以下略)

天明三癸卯年五月吉日

源右衛門(印)

弥惣太方へ

この史料からは、天明三年に家督を長男弥惣太(のち源右衛門澤茂)に譲るにあたり、三男喜八には宿岩・高野町
両村の三反余と中小田切新田村の所持地すべてを、分家で娘婚の源十郎には右両村の四反余などと北沢村の所持地す
べてを分与し、さらに自らのために隱居免として下海瀨村・同新田の所持地を手許に残した(これは死後、長男に相
続させる)ことがわかり、阿部家の所持地が宿岩・高野町両村を中心に中小田切村・北沢村・下海瀨村・同新田に広
がっていた様子がうかがえる。なお阿部家には所持地全体の経営に関する帳簿(大福帳など)が現存していないので、
管見の限りで各村に関する帳簿を表9にまとめてみた。これによると右の村々に加えて、下桜井村・大窪村・下畑
村・白田村にも所持地が広がっていたものと考えられる。この表に関して主な点だけを説明しておく。①によると文

表9 阿部氏の諸村持高に関する諸帳簿

- | | |
|-------|--------------------------------|
| ①文化8年 | 下桜井村分歩面并入上米仕訳帳(土地72-2) |
| ②文化8年 | 下海瀬村・同新田村反別御取米附并蒔入上仕訳帳(土地72-1) |
| ③天保8年 | 白田村分田畑反別字蒔限歩分并名寄帳(土地81) |
| ④慶応2年 | (阿部源右衛門分4ヶ村持高書上帳)(土地93) |
| ⑤慶応3年 | 海瀬新田村歩面書抜帳(土地94) |
| ⑥慶応3年 | 下海瀬村歩面書抜帳(土地95) |

典拠：阿部家文書

註：④の4ヶ村は、大窪村・下畑村・下海瀬村・海瀬新田。

化八(一八一二)年における下桜井村の小作人は忠左衛門・定右衛門・庄左衛門の三人で、小作地の合計は五反六畝であった。帳末には「右者年々忠左衛門殿に御上納諸役等右米代金之内二而相勤、相残受取り申候、忠左衛門殿勘定書付受取置候、定右衛門・庄左衛門分ハ忠左衛門殿高内二而御上納諸役等相勤候」とあって、忠左衛門がこの村の「支配人」的な役割を果たしていたと考えられる。②によると下海瀬村の小作地は合計で反別一町八反余、海瀬新田村の小作地は合計で反別三反余であった。③によると天保八(一八三七)年の白田村下組における小作地は、反別一町一反余・取米八石四升余であった。④は表紙のない横帳で、村ごとに源右衛門の持高・反別・取米を記した後にその村の名主が相違なき旨を確認して署名しているが、この帳の作成契機は定かではない。各村での持高は、大窪村十一石五斗余・下畑村五石八斗余・下海瀬村十四石六斗余・海瀬新田村二石六斗余となっている。⑤はいずれも慶応三(一八六七)年に阿部源右衛門が所持地を小諸荒町の柳田五兵衛に質入した際のものである(⑤については「明治元辰年十一月請戻、破印」とある)。また、この他にも弘化年間における田野口酒屋に関する勘定書⁸⁾を見ると、そこでは阿部家からこの酒屋に渡された酒造米について白田村分・大奈良分・内山分・鍛冶屋分・三条分・平林分・下越分というように区分してそれぞれの駄数を記している(後述、表11を参照)、このこと

表10 阿部氏の米販売（寛政2年）

販売先（村名・人名）	販売量	備考（内訳ほか）
大日向村 128駄	重右衛門	22駄 5駄・3/31、2駄・4/21、2駄・4/28、 13駄・4/21～5/3
	重蔵	1駄 6/24
	徳右衛門	46駄 20駄（高柳入上8駄・白田入上12駄）、 10駄、11駄、1駄・6/3、1駄・6/8・1 駄・6/10、1駄・6/16、1駄・6/21
	巳之次郎	1駄 6/24
	利兵衛	58駄 1駄・1/18、16駄・4/7、41駄（24駄・ 前16駄・1駄正月遣ス）
海ノ口村 56駄	利右衛門	56駄 22駄（下畑入上11駄・手前〆11駄）、34 駄（12駄5/3～6/7、22駄去冬）
上畑村 12駄余	八郎兵衛預	12駄2斗 5升 八郡入上11駄・上畑入上1駄2斗5升
高野町村 4駄	伊八	2駄 同人入上米之内預り置
	半六	2駄 1駄・1駄先達而遣ス
上海瀬村 1駄	半右衛門	1駄 2/15
宿岩村 1俵	源蔵	1俵 2/24
不明 24俵	林助・丑之 助兩人方	1駄 4/27
	栄二郎	3駄 6/13
	嘉兵衛	12駄
	源七	7駄 2駄・4/28、5駄（3駄6/9・先達而1 駄・外ニ1駄）
	政吉	1駄 6/14

典拠：「当戌正月〆米出覚帳」（生活100）

註：「入上米惣〆250駄程」と表紙裏にあり。駄 = 3俵。

は阿部家の所持地がこれらの村々に分布していて、そこからあがる小作料(の一部)をこの酒屋にまわしていたものと考えることができる。以上から阿部家の所持地は、居村の宿岩村で二〇石前後のほか、残りの多くの部分は周辺村々に散在しており、総計で二三八石余に及ぶものであったことを確認した。

②米穀販売

阿部家には「米出覚帳」として、安永十(一七八一)年正月、天明元(一七八二)年十一月、天明四(一七八四)年十月、天明六(一七八六)年二月、天明七(一七八七)年正月、天明八(一七八八)年正月、天明九(一七八九)年二月、寛政二(一七九〇)年正月、寛政三(一七九一)年三月の九冊が残されている。⁽⁹⁾ここでは寛政二年正月のもの为例にあげて阿部家の米販売状況について確認しておきたい(表10)。まず、この横帳の表紙裏に「入上米惣メ式百五十駄程」との記載があつて、この年の阿部家の小作米の総量は二五〇駄(一駄は三俵)であつたことがわかる。これをどこへ売り捌いたかが、この「米出覚帳」に記されているのだが、販売先は圧倒的多数が大日向村の商人である。大日向村は、阿部家のある千曲川畔から支流の抜井川に沿って山沿いに上つた村で、上州との国境をなす石峙⁽¹⁰⁾へ向かう街道沿いに位置し、享保十一(一七二六)年の村明細帳によると人数三九一人・馬数一一〇匹の山村である。林業・石灰・鉄鉱山などで栄えた面もあるが、この村で二二八駄の米が全て消費されたのではおそらくなく、それは一部で、残りの多くはさらに上州方面に販売されたと思われる(馬数の多さに注意を要する)。総小作米の半分近くもの米が上州へ送り出されたのではないだろうか。また、海ノ口村へも五六駄分の米を販売している。この村も甲州との国境に程近いところに位置していて、やはりここでも現地消費されたのではなく主として甲州方面への販売が行なわれたのではないかと推測される。いずれにしても、大日向村徳右衛門、同村利兵衛、海ノ口村利右衛門といった多量の米を購入している人々の経営状況について検討することで今後解明していかなければならない問題である。推

表11 田野口酒屋勘定（1）

	弘化元年冬	同2年冬	弘化3年冬
白田村分	米80駄	40駄	130駄
大奈良分	6駄	3駄3斗	61俵1斗5升
内山分	2駄	1駄3斗1升	61俵2斗2升5合
鍛冶屋分	8駄	—	—
三条分	37駄1俵3斗5升	25駄1俵2斗3升	45駄
平林分	—	15駄1俵	—
下越分	—	6駄2斗3升	—
ノ	133駄1俵3斗5升	92駄1斗6升	188駄3斗7升5合
代金	130両2分41貫7分	137両3分2朱 永65文8分	176両1分
外金子貸	—	85両	—

典拠：無表題（諸産業45）

註：弘化元年は10回、同2年は10回、同3年12回の分割払

測の域を出ないが、十八世紀末における阿部家の米販売は国境村々の中継を経つつ、その多くは他国を販路としていたのではないだろうか。

なお、「米出覚帳」のような小作米全体の使途を明らかにするような史料は、この時期以降については今のところ見出しえていないが、幕末期については若干の状況を知ることができる。それは弘化・嘉永・安政年間における平野部近隣村々の造酒屋に対する米販売の事例であって、確認できる事例では、田野口村と高野町村の酒屋が販売相手となっているが、ここでは田野口村酒屋のみをとりあげておく（高野町村酒屋については後述する）。「田野口酒屋勘定」と一枚目冒頭に記された横帳（表紙なし）より表11を作成した。これによると弘化元（一八四四）年に阿部家は田野口酒屋に對して、白田村など各村分の小作米あわせて一三三駄を販売して、一三〇両の収入を得ている。先に見た寛政二（一七九〇）年の例（「入上米惣メ二百五十駄」）を考慮するならば、阿部家の全小作米のうちかなりの

表12 田野口酒屋勘定 (2)

年代	米 駄 数	代 金
嘉永4年	198駄 2斗3升5合	218両 永88文2分
同5年	162駄1俵2斗4升	195両1分永38文
同6年	215駄 2升	225両3分
安政元年	—	234両1分永50文
安政2年	182駄 2升5合	184両1分永25文
同3年	167駄 1斗5升5合	146両2朱
同4年	182駄 2斗7升	206両2分

典拠：無表題 (諸産業45)

用として消費されるようになったと考えられる。なぜこのような変化が起きたのかについては、文化三(一八〇六)¹⁴年の幕府による酒造勝手次第令(米価の引き上げを目的とした)の影響が大きかったと思われる。「佐久市志」によ

分が近隣の田野口村の酒屋に販売されたと考えられ、この時期阿部家の小作米の相当部分は、他国で消費されるのではなく、近隣で(それも酒造用として)消費される形に転換していたのではないかと考えられる。それ以後も弘化二年に九二駄、弘化三年に一八八駄と、同酒屋への販売量は毎年大量に上っている。田野口酒屋ではこれだけ多額の代金を容易には支払うことができず、毎年十回以上の分割払いを行った上に、弘化元年などは「宿場惣代伝馬立替用ニかし」の金二十一両について「辰ノ冬宿場勘定請取之上可返所、酒造入用ニ被成候由」というように流用してしまうような状態であった。このような状態はその後も続き(表12参照)、その代金も多額に上っているため「田野口村酒屋ヨリ成崩金請取通扣」¹²なども作成されるにいたっているが、分割払いを何回も繰り返すことで回収が図られている。安政二・三・四年については「卯辰巳三ヶ年分米代」という集計書¹³があり、これによると米代総額が五三六両余で、それを安政五年までの間九回に分けて四六二両を支払い、残金七四両と「年賦卯辰巳三ヶ年分」三九両とあわせて一一三両余が未納になっている。以上のように阿部家の小作米の主要な販売先は他国から近隣村々へと移行し、それらは主に酒造

ると、佐久那でもこれを契機として以後新規に参入した造酒屋が多かつたようであり、酒造仲間（松尾謙）と無株酒造人との間で対抗が生じていた模様である。⁽¹⁵⁾このように低米価・酒造勝手次第許可という二つの条件のもとで、この地方においても地酒の生産量が増加したと考える。この点に関連して、十九世紀前半の酒の消費について同じ佐久那に属する小諸藩領の名主が次のような証言を残している（「きりもくさ」⁽¹⁶⁾）。「おれがはたち前後（文化）迄は、此曲輪（八城）、三十四・五軒の老君を算へて酒を飲むもの六・七人に過ぎ、外ハ不残下戸なりし故、酒飲をば忌嫌ひしを、今ハ家数もへりて三十軒ならてハなきに、六・七十の死残りに若いものかけて右下戸ハ纒に八・九人外飲人ハきりなし、飲得ぬとても老合位ハかしてやり、女衆迄も随分盃のとりまはし器用にやる酒の世界になりし」（カッコ内は割註）。すなわち文化年間までは村で酒を飲む人は少なく、酒飲みが嫌われていたのに対して、「きりもくさ」の書かれた安政年間になると逆に下戸の方が少なくなつたということである。類似の史料は、他にも見出すことができる。⁽¹⁷⁾これらは統計的データとは性格が異なるものであるが、村役人たちの目に「酒の世界」とか「酒流行」と映るような、酒消費量の著しい増大という現象が文政年間頃から佐久那において進行していたものと判断してよいだろう。これらの結果として阿部家の米販売先が近隣村の造酒屋に移つていったのではないだろうか。

③金融活動

次に阿部家の金融活動について、現存している宝暦四（一七五四）年以降の關係帳簿をもとに検討したい。表紙に宝暦四年甲戌正月吉日と記されている「金子貸シ方覚帖」が管見の限り最古のものであるが、内容的には同年から宝暦九（一七五九）年までの「貸方覚」が一括して記載されている。次に古いのが明和六（一七六九）年「口入金用立并貸金覚帳」⁽¹⁸⁾で、それ以降寛政三（一七九二）年のものまでは概ね一冊に数年分を一括記載する形式がとられている。寛政五（一七九三）年以降には帳簿の表題が「口入立貸金覚帳」に固定化し、毎年一冊ずつ作成されるようになり、

表13 阿部家貸出金額の推移

年代	貸出額
宝暦4 (1754) 年	567両2分
明和6 (1769) 年	3644両1分
明和7 (1770) 年	3661両1分
明和8 (1771) 年	3541両3分
明和9 (1772) 年	2718両1分
安永2 (1773) 年	2755両1分
安永3 (1774) 年	2608両
安永3 年冬	500両
安永4 (1775) 年	3079両2分
安永4 年暮	479両
安永5 (1776) 年	2781両2分
安永5 年9月	847両1分
安永6 (1777) 年	4793両3分
安永7 (1778) 年	3464両
文政3 (1820) 年	8912両
天保10 (1839) 年	5746両 (含上納金405両)
安政2 (1855) 年	5555両 (230両損物)
明治3 (1870) 年	2445両

典拠：各年の「口入用立貸金覚帳」

註：安永3～5年については、冬分が分割記載されている。

干の特徴的な点だけを確認しながら概略を見通すにとどめたい。阿部家貸出金額の推移については、断片的なものに過ぎないが表13を作成した。この数値は帳簿中の一つ書された金額を総計したものであるが、そこには新規貸出と貸継の両者が含まれているので、これらを総計しただけでは不正確な部分も出てくるが⁽²¹⁾、一応の目安としておきたい。

はじめに宝暦四年分を検討すると(表14を参照)、そこでは二九件について五六七両二分を貸し出している。隣接する高野町村を中心に近隣の村々に貸し付けており、百両という多額の貸出も含まれていることや、年利は二件を除いて大半が一割五分であることなどがうかがえる。後述する明和・安永期と比較して大きく異なる点として、すべて

安政五(一八五八)年分までがほぼ連年で現存する。嘉永期のものが欠けてはいるが、十八世紀半ばから十九世紀半ばまでの一世紀にわたる阿部家の金融活動が五一冊にわたって記録されている⁽²⁰⁾。これら大部の帳簿を全面的に分析して阿部家の金融活動の過程を跡づけることは今のところできないので、これについても今後の課題とし、ここでは若

表14 宝暦4(1754)年3月 貸し方覚

村名	貸出先	金額	利率
三塚	勘三郎	100両	年1割2分
平賀	佐源太	30	年1割2分
平賀	文七	10	年1割5分
上小田切	吉兵衛	30	年1割5分
入沢	権六	15	年1割5分
高野町	駿河	34.2	年1割5分
高野町	八右衛門	17	年1割5分
高野町	庄之丞	20	年1割5分
高野町	庄五郎	20	年1割5分
高野町	桂霄寺	10	年1割5分
高野町	利左衛門	7.2	年1割5分
高野町	甚兵衛	5	年1割5分
上	清右衛門	6	年1割5分
下海瀬	伝右衛門	15	年1割5分
下海瀬新田	治助	75	年1割5分
村	与四郎	10	年1割5分
村	又右衛門	5	年1割5分
清川	権助	4.2	年1割5分
上村	七郎兵衛	3	年1割5分
山田	勘兵衛	8	※
大窪	政右衛門	20	年1割5分
内山	善左衛門	22	年1割5分
瀬戸	正安寺	30	年1割5分
北沢	清八	20	年1割5分
北沢	藤蔵	10	年1割5分
山田	養庵老	10	年1割5分
白田村	五右衛門	10	年1割5分
湯原	紺屋六右衛門	15	年1割5分
	市之丞	5	
総計		567両2分	

典拠：「金子貸シ方覚帖」(流通経済4)

註：清川村権助についてはこの他に永100文の借用あり。※3両=1割5分、5両=1割8分、「内5両は大岡氏様金子入」とあり。

百姓に対する貸付であること、件数・金額とも貸出量がさほど大きくないこと、をあげることができる。同じ帳簿に一括記載されている宝暦九年までの分についてもほぼ同様のことが確認できるので(高野町役所の役人個人などに対する少額の貸出は数例見られる)、右の点を宝暦期の特徴であると考えておく。各年分について一々とりあげないが、宝暦五年分(亥年貸シ方覚)には、「一、百廿両 山田村五右衛門殿口入」という記載があり、その脇には「是ハ五右衛門殿老本証文取、同人方々貸シ方証文被取置候」と注記されている。このことから山田村五右衛門のよう

に阿部家からまとめて多額の金子を借り受けて（一本証文を同家に提出）、それをあちこちに分割して貸し出す（方々の貸し方より五右衛門が証文を取る）といった媒介者（口入人）も存在したことがわかる。ただし、五右衛門の活動はそれにとどまらない。左の史料は、明和四（一七六七）年の田野口役所宛源右衛門訴状の一部である。²³

【史料12】

松平石見守様御領分当郡上小田切村吉兵衛儀、去々酉ノ三月御年貢金并諸払等ニ指詰候由、金子八両無心致度被申候所、有合不申候ニ付其段挨拶仕候、然所再応無心被致候様ハ、御上納金之儀ニ候得而急々金子相調度、何方も口入致給候様ニ達而被相頼候ニ付、百姓相互之儀氣之毒ニ存方々と心懸ケ、松平丹波守様御預所当郡山田村五右衛門方江無心仕候所、漸金子相調拙者方江借請、其上吉兵衛方江用立申候、

ここでは、田之口藩領上小田切村の吉兵衛が、阿部家にしきりに無心するので、同家には持ち合わせがなかったものの五右衛門から八両を借り受けて、それを吉兵衛に貸し出すということをしている（この訴訟では吉兵衛の借金未返済が争点となっている）。ここでは、先の例とは反対に、阿部が五右衛門から金を借り受けてそれを他へ貸し出している（口入）。すなわち、阿部と五右衛門の関係は一方的な用立てといったものではなく、両者の間には双方向的な金融関係が取り結ばれていたことがうかがえる。この他にも五右衛門の場合、阿部家が領主貸を行う際に取次を行った事例がある（後述、表15を参照）。五右衛門の金融活動・経営状況などについては現在のところ不明とせざるを得ないが、相互に貸借・口入・取次などを行い合う有力百姓どうしの金融をめぐる関係が存在していたものと理解しておきたい。

表15 明和7(1770)寅年の領主貸(御口入金)

貸出先	金額	備考
岩村田御役所	300両	丑極月より
御分地様江	70	丑極月より
小諸御役所	115	丑10月より、三塚村奎之丞取次
小諸御役所	115	丑11月より、三塚村奎之丞取次
高野町御役所	100	寅正月より12月まで
大岡様江御時かし	5	
御陣屋佐藤武八殿	3	寅、加判大久保治助
御陣屋治助との	3分	
御陣屋治助殿	3両2分	寅、加判返金文言原口六兵衛
御陣屋治助殿	1両3分	寅
平賀御役所	100	丑11月～寅10月、山田村五右衛門取次
平賀御役所	100	丑12月～寅10月、山田村五右衛門取次
平賀御役所	100	丑11月～寅10月、白田村傳左衛門取次
平賀御役所	100	丑11月、白田村傳左衛門取次
平賀御役所	100	丑12月～寅8月、白田村傳左衛門取次、宛所同左
平賀御役所	100	寅正月～同11月、白田村傳左衛門取次、宛所同左
平賀御役所	200	寅6月13日、白田村傳左衛門取次上ル
平賀御役所	100	寅6月14日、山田村五右衛門取次上ル
平賀御役所	100	寅閏6月、山田村五右衛門取次
領主貸総額	1714両	

典拠：「口入金用立并貸金覚帳」(諸産業2)

註：宿岩村は安永6年まで旗本水野氏知行所につき「御陣屋」とは高野町陣屋のこと。

宝暦九年以降し
ばらくの分につい
てこの種の史料が
見あたらないが、
次に明和六(一七
六九)年分につい
て検討する。²⁴⁾こ
こでは二四九件に
対して(新規貸出だ
けでなく)貸継分
も含めて三六四四
両を貸し出してお
り、十年ほどの間
に件数・総額とも
に貸出量が著しく
増加したことがう
かがえる。貸出先
の変化はさらに特

徴的で、件数の増加に依じて貸出先が地理的に広がるとともに、領主に対する多量の貸出が見られるようになる。同年の場合、一九七〇両一分を諸領主に対して貸し出しており、これは貸出総額の五四%と過半数を占めている。宝暦期では少額の領主貸を自領主の高野町役所（または役所下級役人）に対して行う程度であったのが、この年には多額の貸出を、同役所の他に岩村田御役所（岩村田藩）、小諸御会所（小諸藩）、平賀御役所（幕領）など他領に対しても行うにいたっている。表15に翌明和七年の事例を示したが、同様に一七一四両におよぶ領主貸が行われている。このような領主貸は少なくとも明和・安永期には一般的に行われていたようであり、この他にも祢津役所（旗本知行所）、田口役所（田野口藩）などへの貸出が見られ、佐久地方のほとんどの領主が顔を揃えている。

以下では「口入立金貸金覚帳」に書き写された、領主貸の借用証文を紹介する。左の史料は安永三（一七七四）年に旗本祢津知行所の役人から阿部氏に宛てられたものである。⁽²⁵⁾

【史料13】

午

一、金二百両 祢津御役所御口入金

右者、旦那為要用金儲ニ請取預り申処実正也、返済之儀者、去巳年野沢村源五右衛門発起式百兩無尽へ巷口加入致置、来未ノ四月六日定日取金当番ニ候間、右取金当日三塚村口入取次瀬下七左衛門殿御方江相渡、返金可申候、此度無扱貴殿御口入金ニ候得者、少も相違無之様当日急度返済可申候、為後日連印証文仍如件

松平多膳内

安永三甲午年四月

落合彈藏印（他二名略）

三塚村口入取次人 瀬下七左衛門印

野沢請人 瀬下源五右衛門印

宿岩村 阿部源右衛門殿

(余白)「右本金百七拾四兩、利金貳拾六兩永百文入込、貳百兩証文也」

この史料には、阿部氏が旗本柁津氏に二百兩貸していること、その返済方法としては野沢村源五右衛門発起無尽の取金を宛てること、その取金は「口入取次」の瀬下七左衛門を通じて返金すること、などが記されている。ここでは阿部氏と旗本柁津氏の間、「口入取次」の瀬下七左衛門が介在していることに注目したい。同人は田野口藩領三塚村の百姓で、元禄十五(一七〇二)年には村内外で九七五石を所持し、村役人を勤めるほかに用達として藩財政に深く関与し、領主米の廻米や換金などを請け負いながら商業活動を展開したが、近世後期に藩財政が極度に悪化する中で再三の金子調達を余儀なくされ、経営規模の縮小に追い込まれるという存在である。⁽²⁶⁾ここでは幕領の阿部氏が旗本柁津氏に対して金を貸すにあたって田野口藩領の瀬下氏が取次人になっている点が重要であろう。わずかな例でしかないが、明和七(一七七〇)年の領主貸一覧(表15)に、「取次」人名のわかるものについては書きこんでみた。これによると、三塚村李之丞(瀬下七左衛門の子)、山田村五右衛門(先述)、⁽²⁷⁾白田村伝左衛門といった人々の存在が明らかになるが、いずれも小諸役所、平賀役所といった他領への貸出に際してのものに限られていて、阿部氏の自領(安永六年まで旗本水野氏知行所)の高野町役所(陣屋)宛のものについては「取次」が介在した様子がない。このことは、領主貸以外のものも含めて全般に貸出先が多方面にわたるにつれて、阿部氏が直接知らない者を相手にする場合に、このような媒介者の保証を必要としたものと考えられる。いまだ事例が少なく十分ではないが、あえて結論的に

言うならば、このことの意味は、ここには領知関係をこえた有力百姓どうしの金融をめぐるネットワークのようなものが存在していて、個々の貸主はそれを通じて諸領主と対峙していたのではないだろうか。瀬下氏の場合、自分自身が田野口藩財政への出資を余儀なくされて苦悩している中で、阿部家の資金を同藩に引き込もうとするのではなく、七左衛門・杵之丞親子ともに旗本祿津氏・小諸藩という自領外の領主への取次を行っている点に意味があるのではないかと思う。

また左の史料は、史料13と同じ帳簿中の写であるが、安永七(一七七八)年の田野口藩代官の連名による阿部宛借金証文である。⁽²⁸⁾

【史料14】

一、金百九拾五両也

右者西十二月借請、当戊四月返済可申処、金子不都合二付、無尽以取金返済申候迄年々利金暮々差進申筈及相談候

為引当

金百両者 水野出羽守様御発起千両無尽、十一月廿日会、来巳年迄之内

金九拾五両 当役所無尽、四月十六日会、午年迄之内

右両無尽引当二而取番二当候節、元金返済可申候、右之趣少茂違変申間敷候、年限相立候上、差滞候ハ、入沢村年貢米之内二而三百石相渡可申候、為後証仍如件

松平石見守内

安永七戊戌年十二月

都筑喜平太印(他代官五名略)

宿岩村 阿部源右衛門殿

右金子引当年延二相成候上者、年限相済返金滞候ハ、入沢村年貢米貴殿方へ相渡可申旨被申渡置、承知申候上者、其節ニ至少茂相違無之相渡可申候、以上

松平石見守様領分

戊十二月

信州佐久郡入沢村

一名主 忠助印(他村役人三名略)

ここでは、田野口藩の代官が連名で阿部氏から一九五兩を借用している。十二月から四月(約四ヶ月)という短期間の借用予定であったが結局返すことができず、無尽に依存した返済計画を立てている。おそらくこの条件では阿部氏が納得しなかつたのではないだろうか。それでも滞納が続く場合には入沢村の年貢の中から三百兩を渡すこととし、同村の村役人もそのことを承知する旨奥書している。ここからは田野口藩財政の危機的な状況がうかがえるが、阿部氏は領主貸から次第に手をひいていった模様である。⁽²⁹⁾

最後に文政三(一八二〇)年の例を見てみよう。阿部家の貸金帳簿には、借用理由(ないしは借りた金の使途など)についてはあまり記されていない(請人名・質地名の記載が主)。しかし、文政三年の「口入用立貸金覚帳」⁽³⁰⁾には借用理由に関する記載が、若干ではあるが他の年より詳しく記されている(貸出件数二四二件中四九件、二〇・二%の割合)。これをまとめたのが表16である。ここには高額のものも少額のものもあるもので、特別に高額のものに限って理由が付記されているのではないと判断できる。ここでは、①代官所への上納、②下桜井村の要蔵をはじめとした在

表16 文政3(1820)年「口入用立貸金覚帳」中の借用理由記載がある項目

借主	借用額	借用理由
稲垣藤四郎様中之条御役所へ上納	100両	御買上米代金に上納
白田久兵衛	25	下仁田麻仕入金
白田善八	30	甲州より20本調置候金子、売次第返金引合置
白田善八	5	子息参宮金
白田善八	13	下仁田麻仕入金
白田下モ組	15	下モ組入用
大窪忠右衛門	3	下桜井要蔵殿へ商物勘定ニ付かし
大窪忠右衛門	3	平豆仕入金追而売次第返金
上桜井銀蔵	10	村借
上桜井銀蔵	50	要蔵への貸金を引廻り(要蔵発起無尽番金にて返済)
下桜井伴右衛門	200	内所は平豆仕入金定吉口之由
下桜井要蔵	85	江戸帰り返金之細美仕入
下桜井要蔵	100	甲州わた代金300両返金残り金
下桜井要蔵	30	是ハ引麻引当証文
下桜井要蔵	30	去冬引麻仕入置候由ニ而
下桜井要蔵	35	善光寺白布360反引当
下桜井要蔵	100	善光寺白布仕入置候由ニ而
下桜井要蔵	100	内所民右衛門借用之由、善光寺白布仕入金之由
下桜井要蔵	200	細美仕入金
下桜井要蔵	120	細美仕入金
下桜井要蔵	100	細美仕入金
下桜井要蔵	30	塩名田長兵衛江貸付金五日ニ返金八日ニ同人江貸し
下桜井定吉	65	平豆200俵(要蔵と互いに請人になりあう)
下中込利右衛門・久兵衛	45	損金
中小田切藤蔵	15	酒造仕入金
中桜井一	100	質地・荷物請人引請証文
野沢原市兵衛	150	商物質置証文
野沢原市兵衛	100	来巳七月迄荷物請人引請証文口入共、受人定吉
野沢原市兵衛	70	平豆仕入金之由、売次第返金引合置候
太田部	50	村借
太田部	50	村借
杓沢	14	村借
杓沢	30	村借
田野口	50	村借
田野口	15	村借
原	20	村借
原	30	原村金(村借)
下平嘉右衛門	25	要蔵への貸金を引廻り(要蔵発起無尽番金にて返済)
当村金	2両2分	村借(大どろ自普請梓立継之入用)
当村金	8	村借(内山村伝馬口村ニ付府入用)
当村金	6	村借(塩名田・八幡伝馬ニ付出府入用)
当村金	2	村借(右同断出府入用金)
村村佐右衛門	1分	諸私方入用帳面ニ而かし
村村佐太夫	1分	御年貢金之内、大豆売候迄時かし
村村一	5	来巳四月米代金請取次第返金之引合ニ而帳面かし
村村清八	2分	時貸し
村村善右衛門	1両2分	紙仕入金
村村庄右衛門	1両	御年貢納入用(来春米売次第返金)
村村藤兵衛	1分	夫食調金

典拠：諸産業35

註：上記49件に対して、借用理由無記載のものを含めた全データは242件。

借用額の単位は原則として両。

村商人への貸出、③村入用に対する貸出（村借）、④宿岩村内への貸出、の四点に注目したい。まず①については、明和・安永期に（年によつては総額の過半を占めるほど）大量に存在した諸領主への貸出がほとんどなくなつて、自領（この時は幕領）の代官所に御買上米代金百両を上納しているだけになつてゐることである。この時の「上納」は「上納金其外取調書上帳」（慶応二年四月、表3）から洩れているが、表3の文化七（一八一〇）年の同様の例では下金を受けてゐること、この上納記事が「口入用立貸金覚帳」に書かれてゐること、などから推測するに払切の上納という訳ではなく何らかの形で返済を原則としていたのではないかと考える。しかし、かつてのように佐久郡に所領を持つ多様な領主を相手に、百姓と同様の利率を課し、滞納の場合には年貢米をもつて支払わせるようなやり方での貸出はここではされておらず、天保十（一八三九）年、安政二（一八五五）年にも同様の傾向が続いてゐる。その領主貸にかわつて、②のような百姓に対する高額の貸出が多くなつてくる。表では、下桜井村要蔵の、総計で九三〇両に及ぶ借用額の大きさが特に注目される。要蔵が借りたのは細美仕入金（五〇五両）、甲州綿仕入金（一〇〇両）、引麻仕入金（六〇両）、善光寺白布仕入金（二三五両）である。細美は大麻の織維で作つた麻織物の一つであるが、表中に「江戸帰り返金之細美仕入」とあるので、これは江戸での売上金で返済するということを前提に仕入金を借用することを意味してゐると考えられ、販売先は江戸と考へてよいだろう。生産地については、明治初期の事例だが、小野和英氏によると長野県内の「細美が織られていた地域は北安曇郡・上水内郡にかけての一带と南佐久郡南部・諏訪郡東部などである」³²ので、この場合は後者の地域、すなわち要蔵や阿部家の居住地の比較的隣で仕入れたものと考へてよいだろう（史料5からも宿岩村で女性による麻・木綿織が行われていたことがわかる）。甲州綿については売払地が特定できないが、近隣農家の木綿織に原料として供給されてゐたのであろうか。もともと三〇〇両借りていて一〇〇両が未返済ということなので、かなり多量である。白田村善八が甲州から二十本調達したのも綿だったので

ないかと考える。善光寺白布は善光寺白木綿布のことで、十八世紀に信州各地に綿の栽培が広がる中で、とりわけ善光寺平の更級・埴科郡と高井・水内郡の中・南部で生産量が激増し、「綿打ち職人が專業化し、町家や農家が綿布織りを行い、これを取り扱う木綿商人が輩出」して、「善光寺平の木綿商人は文化年間に川北・松代・善光寺・福島・稻荷山・川中島組の仲間組織をつくって活躍」したことが知られている³³。引麻については、白田村善八が「下仁田麻仕入金」十三両を借用している例があるので、これも上州麻かもしれない。以上のように下桜井村要蔵は織物・繊維関係を扱う商人で、その交易圏は善光寺町・甲州・上州・江戸などと広範囲に及んでいたものと見られる。商品の買入地・売払地など、この史料だけでは明らかにできない点が多いが、大窪村の忠右衛門に対して「下桜井要蔵殿へ商物勘定二付かし」という理由で三両を貸している例もあるので、近隣村々の人々を相手に販売する商品もあつたようである(史料5などに見える農間余業としての麻・木綿織などにおいて、原料となる麻・木綿などをどのように入手したかなど明らかになければならない課題が多い)。この他にも平豆・紙などを扱う在村商人が存在している。阿部家はこのような商人たちに「売次第返金」といった条件で、商売の資金を提供していた。商人側の経営について未検討ではあるが、十分な自己資本を持たず、阿部家からの借入金に依存して自転車操業(借用→返済→借用の繰り返し)を行っていたのではないかと考える。以上の他、借用理由に関する記載がない事例については実態を明らかにできないが、下桜井村要蔵については、表に現れている借金額九三〇両に対して同年の要蔵借金額の全体は三四二五両となつている(阿部家の同年貸出総額八九一二両の三八%にあたる)。借用理由が記されていない二四九五両についても商売の元手として使われた可能性は高いのではないだろうか。明和・安永期には領主貸に大きなウエイトがおかれていたのに対して、文化期にはこのような商人(百姓)貸が主流を占めるようになったものと考えられる。なお「佐久市志」によると、佐久地域では文化年間から他国商いが始められ、天保期には「丸佐組」という江戸商いに関する南

表17 泉屋が阿部家から借用した酒造仕入金

借用年代	金額	備考
弘化2年	金149両1分2朱260文	嘉永元年7月返済
弘化3年	金153両2分	嘉永元年7月返済
弘化4年	金143両2分	嘉永3年7月返済
嘉永元年	金137両3分	—
嘉永2年	金129両1分	—
嘉永3年	金150両 2朱25文	米103駄半2斗5升5合の代
嘉永4年	金177両 2朱	米161駄7升の代
嘉永5年	金126両3分 23文3分	米105駄半1斗3升の代

典拠：弘化2～嘉永2年については、弘化2年「年々酒造仕入金借用通」(諸産業48)、それ以降は、無表題の横帳(諸産業80)

註：全年に、他に蔵敷10両・屋敷(畑)入上1両2分の記載がある。

佐久の商人仲間が結成され、さらに安政二(一八五五)年には佐久の絹紬売商人たちが江戸十組問屋と直売の可否をめぐる争論に及んだほどであるので、右のような元手貸付の問題も含めて、下桜井村要蔵をはじめとしたこれら商人のあり方について今後検討する必要がある。⁽³⁴⁾③に関しては、①②で見たような高額の貸出ではなく、自村も含めて近隣村々に対して五十両以下の金を貸している(これらの村々ではこの金によって訴訟のための出府など臨時入用を補っていた模様であるが、田野口藩領である太田部・田野口村などは五十両という比較的大きな額を借用しており、註29に記したような藩財政に関わるような問題も含まれているかもしれない)。

④に関しては、宿岩村(村と表記される)に限ってはもともと少額の貸出も行われていたことがうかがえる。表16には「夫食調金」として一分を貸している例があるが、他の年では「田畑調金」、「娘婚礼金」などとして少額の借用をしている例が見られる。このように阿部家は多額の貸出による利子収入だけをめざしていたのではなく、自村とその周辺では村や百姓経営の成り立ちに関わるような少額の貸出も行っていた

(もちろん全体の比重の中ではごくわずかなものにすぎない)。

以上、貸金帳簿の検討を行ってきたが、このような貸金の他に、経営にもっと直接的に関与した形での貸金を行っている例もある。ここでは酒造(高野町村泉屋)と篠巻・砂糖販売の事例を検討する。

泉屋については、阿部家文書中に泉屋作成の「売上入金帳」(嘉永七年³⁶・弘化二年³⁷など)や「年々酒造仕入金借入通」(弘化二年)など諸帳簿が残されている。これらをもとに表17を作成した。これは泉屋が阿部から借用した「酒造仕入金」の一覧であるが、年々一〇〇両をこす多額の借用を行っている。嘉永三(一八五〇)年以降については米の駄数に応じた代金が記載されているのに対して、それ以前については金額表示しかないが、弘化三年から嘉永二年までの分については「七月取値段」(七月時点の相場で換算した値段の意)という記載があるので、どの年についても阿部家から仕入のための現金を借用したのではなく、酒造米の現物提供を受けていたものと考えられる。先述した田野口酒屋への米販売の例とならんで、高野町酒屋にもこの時期に大量の米が売り捌かれていたことがわかる。ここで注意すべきことは、表中の各年とも「蔵敷分」十兩と「屋敷(畑)入上」一兩二分が計上されていることで、このことは泉屋が阿部家の所有している蔵と屋敷を借用して使用料を支払いながら酒造経営を行っていたことを意味する。阿部家は自ら酒造経営を行うのではなく、また酒造屋に米を販売したり、貸金を行っていただけという訳でもなく、このように自らが所有する蔵・屋敷・米を提供して他人(泉屋吉兵衛)に経営させるという形もとっていた。嘉永七(一八五四)年「売上入金帳」によると泉屋は阿部に対して三十回に分けて総額で金一七六兩二分二朱を入金している。弘化二(一八四五)年の場合は帳簿の記載が若干複雑で不明な部分もあるが、二月から七月中に二十回にわたって金三十五兩余、七月中から翌年正月三日まで十八回にわたって金四十兩余、同正月中に十三兩余、総額で金一〇二兩余を入金しているが、残金(不足分)が三〇兩残っており、それについては「午六月戊戌五ヶ年賦成崩無心、勘

弁之上開濟、壹ヶ年金六兩宛也」(午は弘化三年、戌は嘉永三年)という扱いになっている。³⁹⁾高野町酒屋に対する阿部家の投資の量はたいへん大きなものであったが、その回収が常に安定的に行われていたとは必ずしも言えないであろうと思われる。

篠巻⁴⁰⁾・砂糖商いに関する史料としては、「元治元子年十月仕入・篠巻砂糖売上入金帳」⁴¹⁾がある。篠巻と砂糖が同時に扱われている理由は定かではない。この帳簿の表紙には「金主阿部氏、支配・源八郎、忠内」という記載があり、このことからこの商売は阿部が資金を提供し、それを受けて源八郎らが実際の経営を行うという形のものであったことがわかる。この帳では「綿売上入金覚并砂糖分」として入金額が記されているが、白田村忠内から三回に分けて金一二九兩余、村不明の源八郎から四回に分けて一二兩余、五筆分一括として金一五八兩余(田野口村三名で金八〇兩余、白田村忠内六〇兩余、源八一四兩余)が入金されている。また「源八江渡」分として金五兩が書き上げられ、「売上世話賃の分」という説明が付されている。阿部の投資額(と利益率など)や篠巻・砂糖の仕入先・販売先など具体的なことについては全く不明とせざるをえないが、ここにも多額の投資が行われていたことがうかがえる。

以上、阿部氏の十七世紀段階での経営は、村内レヴェルにおいてもそれほど突出したものではなかったが、十八世紀以降急速な成長を見せて十数ヶ村・二三八石余に所持地を広げ、そこからあがる小作米を販売して利益をあげるほか、金融活動としては領主貸(ただし明和・安永期が主で、それ以降諸藩の財政悪化とともに手をひいたものと思われる)をはじめ、十九世紀以降近隣村々に展開してきた絨織・織物商への融資、村貸、小百姓への一時貸、などにいたるまで多様な階層を相手に貸付を行っていたこと、自らは酒造業などを直接営むことはなく蔵・屋敷・米などを提供して他人に経営させていたこと、などを確認した。

註 (三)

- (1) 貢租三
- (2) 戸口一
- (3) 「佐久郡永楽高辻」〔長野県史・近世史料編〕第二卷(一)、四三号)
- (4) 流通経済四
- (5) 「田畑代金」については、田畑を売却して得た代金とも理解しうるが、金融活動を通じて土地を集積中の地主が、自宅周辺の一五〇阿分にも及ぶ田畑を売り払うかどうか疑問を感じる(史料10後半部の「心労艱苦致候而右田地漸々相調へ」たという記述とも大きく齟齬するように思われる)。この時期の金子貸出先として自村・周辺村々が比較的多いこと(表14)を考慮すると、「田畑代金」とは請け戻された質地の代金のことを意味するのではないだろうか。
- (6) 支配四二
- (7) 生活七五
- (8) 諸産業四五
- (9) 安永十年〓生活六七、天明元年〓生活六八、天明四年〓生活八〇、天明六年〓生活八五、天明七年〓生活八七、
- (10) 天明八年〓生活九〇、天明九年〓生活九三、寛政二年〓生活一〇〇、寛政三年〓生活一〇五
- (11) 「長野県の地名」(平凡社、一九七九年) 九四頁
- (12) (13) 諸産業四四
- (14) 高柳真三・石井良助編「御触書天保集成」下巻、六一六〇号(岩波書店、一九四一年)。なお、この法令を契機とした地主の酒造業進出という問題を扱った研究として、吉田ゆり子「東上総における酒の生産と流通—上総国殖生郡矢貫村今関家を中心として—」〔千葉県史研究〕第七号、一九九九年)がある。
- (15) 「佐久市志・歴史編(三) 近世」九一〇頁以降
- (16) 「新編信濃史料叢書」第十卷(信濃史料刊行会、一九七四年)所収。「きりもくさ」は、信濃国佐久郡八幡村(小諸藩領、現小諸市八幡)の名主小林四郎左衛門が、安政四(二八五七)年に、文化から安政にかけての時期の生活文化をめぐる大きな変容について書き記し、子孫へ生活上の戒めを説いたものである(題名は奢侈への灸治という含意を持つ)。
- (17) 文政十二(一八二九)年の小諸藩西川手組十五か村議定においても、「近年酒流行にて仮初めの儀にも用い」る風

潮が問題視され、抑制が図られている。これについては「北御牧村誌歴史編Ⅰ」（北御牧村誌刊行会、一九九七年）三四七頁を参照。

(18) 流通経済四

(19) 諸産業二

(20) 先に註二(一)で記したように、この文書は既に佐久町誌編纂室によって整理・分類が行われているが、上記の一連の関連帳簿が「流通経済」、「諸産業」、「生活」の項目に分散して配置されているため、注意を要する。

(21) 例えば数ヶ月という短期間の貸金が、滞納のすえ貸継になる場合などには、同じ貸金が新規貸出と貸継として同年の帳簿に二回載ることもある。

(22) ただし宝暦九年分には「一、同五拾兩 御役所上ケ金、是ハ去寅極月〆年老割五分」という記載があつて、一件だけ領主貸の事例が見られる。これは阿部家の居住する宿岩村を支配する高野町役所宛のもので、利率も他の百姓貸とはほぼ同レヴェルである。

(23) 生活九四

(24) 諸産業一

(25) 諸産業三

(26) 瀬下七左衛門や田野口（奥殿）藩財政については多くの研究があるが、ひとまず尾崎行也「江戸中期における奥

殿藩の財政推移―信州佐久知行所を中心として―」（『信濃』二五巻七・一一号、一九七三年）、山崎哲人「近世村落内諸階層の存在形態―信濃国佐久郡三塚村の分析―」（『東信史学会編』『千曲』一七・一八・二二・二三号、一九七八―九年）を参照。

(27) 白田村傳左衛門については、かなり後の例になるが、「佐久市志・歴史編（三）近世」一一二―一頁に（江戸商いによる）「文政十年の純益は三五兩余、天保十二年は六八兩余と二倍近いのびを示している。商品は上田織・上田紬などの絹織物が主で、仕入れ先は上田町布屋利兵衛、売り先は江戸の旗本・御家人・大名の家臣などで、掛け売りであった」と記されている白田村井出賀幸（通称伝左衛門）の家のことだと思われる。

(28) 諸産業三

(29) ただし直接領主が借りるのではなく、領内百姓を通じて借りるようなことは行われていたようである。天保八（一八三七）年の田野口村銀右衛門から源右衛門宛に出された「議定書付之事」によると、銀右衛門は、先年質地

証文を書いて借用した二五兩を「御地頭様御役所御入用ニ差上置」いたが、役所の下金もないのに源右衛門から返済の催促をされて難渋し、当面十五兩を返済して、残りは「追而御役所も不残御下ケ金有之候節、返済可申筈」ことを約束している(支配二三)。

(30) 諸産業三五

(31) 「日本国語大辞典」には、この他に「武家の奴僕の夏衣や蚊帳・袋物などに用いる」という説明と、「江戸にてさいみ京坂にて丹波布と云、酒袋等に用ふ布也」という用例が記されている。

(32) 小野和英「近世から近代における信州の高機」(長野県立歴史館研究紀要) 第四号、一九九八年

(33) 古川貞雄ほか「長野県の歴史」(山川出版社、一九九七年) 二〇四頁

(34) 「佐久市志・歴史編(三) 近世」一二二頁以降。なお安政二年の江戸十組問屋を訴えた訴状の署名者十九人中十

二人が上・中・下桜井村の者で(同書、九四一頁)、特にこの地区にこれらの商人が集中していた模様である。

(35) ここには断片的な事例しか記せないが、天保十(一八三九)年に阿部氏が二百兩を貸した中桜井村哲弥太の場合

(諸産業四二)、「天保五年に麻屋哲弥太は大量の反物を、江戸日本橋の近江屋惣兵衛(四五四反)・同三右衛門(一一七六反)・同作兵衛(一〇六四反)・大文字屋嘉兵衛(一〇三八反)らに送っ」ている(同右書、一二二二頁)。

(36) 諸産業五一

(37) 諸産業四六

(38) 諸産業四八

(39) 諸産業四六

(40) 篠巻とは「わたを細い竹に巻いて細長い筒状にしたもの」であり、これを糸車にかけて糸をとる(日本国語大辞典)。

(41) 流通経済六五

おわりに

ここでは阿部家に即した形で、本稿の内容をまとめ直しておく。宿岩村において阿部家はごく短い期間を除き、近世を通じて名主年番役の一角を占めるなど、常に村政上有力な地位を占め続けてきた。しかしあくまで集団の一角を占めていたのであって、名主を世襲するほど突出していた訳ではなく、村をこえた広い範囲に関しては特別目立った政治的役割を果たすことはなかったと思われる。その意味で、身分格式・政治的地位などの面における幕末期の急浮上が、著しく際だつて見える。同家の経営について見ると、十八世紀半ば以前のことにについてはほとんど明らかにならないが、年貢負担量・家族構成などから見る限りこれも村内上位層に属するという程度のもので、それ以上のものはなかったと考えられる。しかし、史料が豊富に残されている宝暦期以降、同家の経営は急速な発展を示す。この時期から同家の金融活動が開始され、宝暦・明和期に貸金総額を急速に伸ばし、阿部家の資産額は著しい増大を見せた。土地集積の具体的な過程は不明だが、同家は、居村で二十石前後のほか、周辺村々十数ヶ村にわたつて総計で二三八石余に及ぶ田畑を所持し、そこからあがる小作米を当初は上州・甲州など国外に販売していたと思われるが、文化・文政期以降に佐久郡での酒消費量の増加とともに酒造業が盛んになると、田野口村・高野町村の酒屋に対して酒造米を大量に売却するようになり、利益をあげていたと思われる。金融面では、主として明和・安永期に佐久郡内の諸藩・諸旗本を相手に盛んに行われた領主貸をはじめ、十九世紀以降近隣の村々に展開してきた絨織・織物商人などへの融資、村貸、小百姓への一時貸、などにいたるまで多様な階層を相手に貸付を行い、自らは酒造業などを直接営むことはせず、蔵・屋敷・米などを提供して他人に経営させていたことが確認できた。このように十八世紀半ば以降の阿部家は佐久郡において、諸領主、他の有力豪農たち、米商人、造酒屋、絨織商人、村役人（村入用に関して）、

表18 明治3年正月 伊那県御影局下商社掛

村名	人名	勤農役
下県村	木内善兵衛	○
崎田村	出浦弁蔵	○
前山村	郷右衛門	—
平賀村	岩崎喜兵衛	○
瀬戸村	柳沢半兵衛	○
居倉村	上田平一郎	○
志賀村	神津半右衛門	—
大日向村	浅川源之丞	○
志賀村	神津金左衛門	—
前田原村	原田忠兵衛	○
前山村	早川重右衛門	○
崎田村	内藤太兵衛	○
下県村	木内所左衛門	—
横根村	棚沢三郎二郎	—
志賀村	神津吉助	—
秋山村	半兵衛	○
宿岩村	阿部弥惣太	○

典拠：横地稔治「信濃における世直し一揆の研究」(横地稔治遺稿集刊行会、1974年) 63頁

中人用からの支出ではない」と
 とが強調されているように、既
 存の組合村制とは別に、有力豪
 農主導の取締を中心とした地域
 管理とでもいうようなものが萌
 芽的に生じてきているように思
 われる。

かつて湯本氏は、取締役の成
 立について、社会的矛盾が進行
 し(農民層の分解など)、既存
 の組合村体制ではそれに十分対

自村周辺の小百姓、小作人などとそれぞれに多様な形で結び付きを持っており、佐久郡(特に南部)において米穀流通・金融面での中核の一つとして大きな支配力を持っていたと考えられる。このような経済的成長の結果、先祖の院号追贈など家格意識の高まりも見られたが、政治面では幕府勘定所の献金促進策とあいまって、献金を繰り返すことで苗字帯刀などの免許を得るという形で最幕末のごく短期間(一八六〇年代)に身分的な地位を急上昇させた。その間に郡中取締役の一員として活動したことが、とりわけ注目される。この地域で文久期に「悪党」横行などの社会問題が深刻化する中で、阿部氏など一部の有力豪農が郡中入用を肩がわりして陣屋修復・警備費などを私的に負担したことが契機となって、彼らは取締役として治安面を中心とした陣屋支配に深く関与することになる。そこでは「郡

表19 明治4年11月 佐久郡の区編成

	戸 長		副 戸 長	
第1区	追分宿名主	土屋平六	軽井沢宿	佐藤甚四郎
第2区	横根村	棚沢藤平	油井村名主	中尾董平
第3区	御影新田名主	柏木七郎	岩尾村組頭	浅沼市郎
第4区	志賀村組頭	神津半右衛門	—	—
第5区	田之口村	内藤央	田之口村	榊原友之進
第6区	崎田村組頭	出浦敬三	小海村組頭	黒沢市左
第7区	—	—	—	—
第8区	宿岩村組頭	阿部弥惣太	高野町村組頭	高見沢善一郎
第9区	白田村	井出多仲	—	—
第10区	下縣村組頭	木内源太	三塚村組頭	箕輪勘三郎
第11区	春日村組頭	伊藤金次郎	三ツ井村名主	佐藤茂 []

典拠：「戸籍表之内御規則書」（戸口6）

註：一は表記なし。第11区副戸長名には墨消あり。

幕末における郡中取締役の成立と地域（山崎）

応できないので代官は「地主層を用いてこれに対応しようとした」と述べている。¹⁾ 既存の組合村体制だけでは必ずしも成り行かず取締役の新設を必要とする事態を引き起こしたのは、一つには湯本氏の言う通り階層分解の結果「貧窮化した小前層」が生み出す「社会的動揺」の結果であるが、もう一つは、村役人として当初は組合村制の一端をにないながら階層分解の結果急激な成長を遂げた有力豪農が、組合村制とは独自な動きを示しはじめ（代官所の政策とも結びつきつつ）²⁾ ことにもよるのではないだろうか。³⁾ このように組合村の機能が弱められていくような状況は、上下両方向から進行していたのではないかと考える。³⁾ 幕末の状況をこのように認識した時、近代への移行をどのように説明するかが問題となろう。もとより本稿では郡中取締役の政治的行動についても十分には明らかにすることができなかったため、彼らの近代にかけての活動状況については改めて検討しなければならない。参考までに明治三（一八七〇）年伊那県商社の社員一覧（表

18)、同四年十一月設置の長野県佐久郡各区正副戸長一覽(表19)を掲げておく。単純な評価は避けるべきだが、商社には幕末に郡中取締役・取締役重立を勤めた者(およびその分家)が多く参加しており、郡中取締役の神津半右衛門、阿部弥惣太、木内源太が戸長になっていることには注意してよいだろう。⁽⁴⁾この時期の問題については今後検討していきたい。

註(おわりに)

(1) 湯本①論文

(2) 久留島氏は出羽村山郡の郡中惣代横尾正作の意見書ととりあげ、従来の郡中惣代制を改革して取締役制に変えるべきだとする横尾の提案を「特権的豪農層Ⅱ郡中惣代による「惣代」性の自己否定」だと評価している。この事例は、組合村が近代へ向けて順調に発展していくのではなく(やや極端な言い方だが)、明治初年に内部からそれを「自己否定」しようとする存在を生み出したことを示しており重要ではないか。

(3) この点については、地域社会の変容を社会的権力・小農共同体・「日用」的要素の三極構造の関係変化でとらえていく吉田伸之「社会的権力論ノート」(久留島浩・吉田伸之編「近世の社会的権力」山川出版社、一九九六年)

を参照。

(4) 佐久郡は幕領・藩領が錯綜する地域なので、正副戸長が旧幕領だけから選ばれた訳ではない。また、郡中取締役の岩崎喜兵衛については管見の限り近代以降の活動が不明であるが、同氏の居村である平賀村は第四区で神津氏の管轄下に入っている。

【付記】史料の調査に際して阿部とり氏、阿部越氏、佐久町誌編纂室に多くの便宜を図っていただいたこと、および信濃史学会の一九九九年度総会で報告する機会を与えられたことに感謝の意を表する。なお、本稿は一九九九年度文部省科学研究費「近世近代移行過程における中間層の役割と地域社会に関する研究」(奨励研究A)の成果の一部である。

